

最近の農政の動きについて

令和7年9月

農林水産省九州農政局鹿児島県拠点

社会情勢、農業情勢の変化を踏まえ、 「食料・農業・農村基本法」を改正

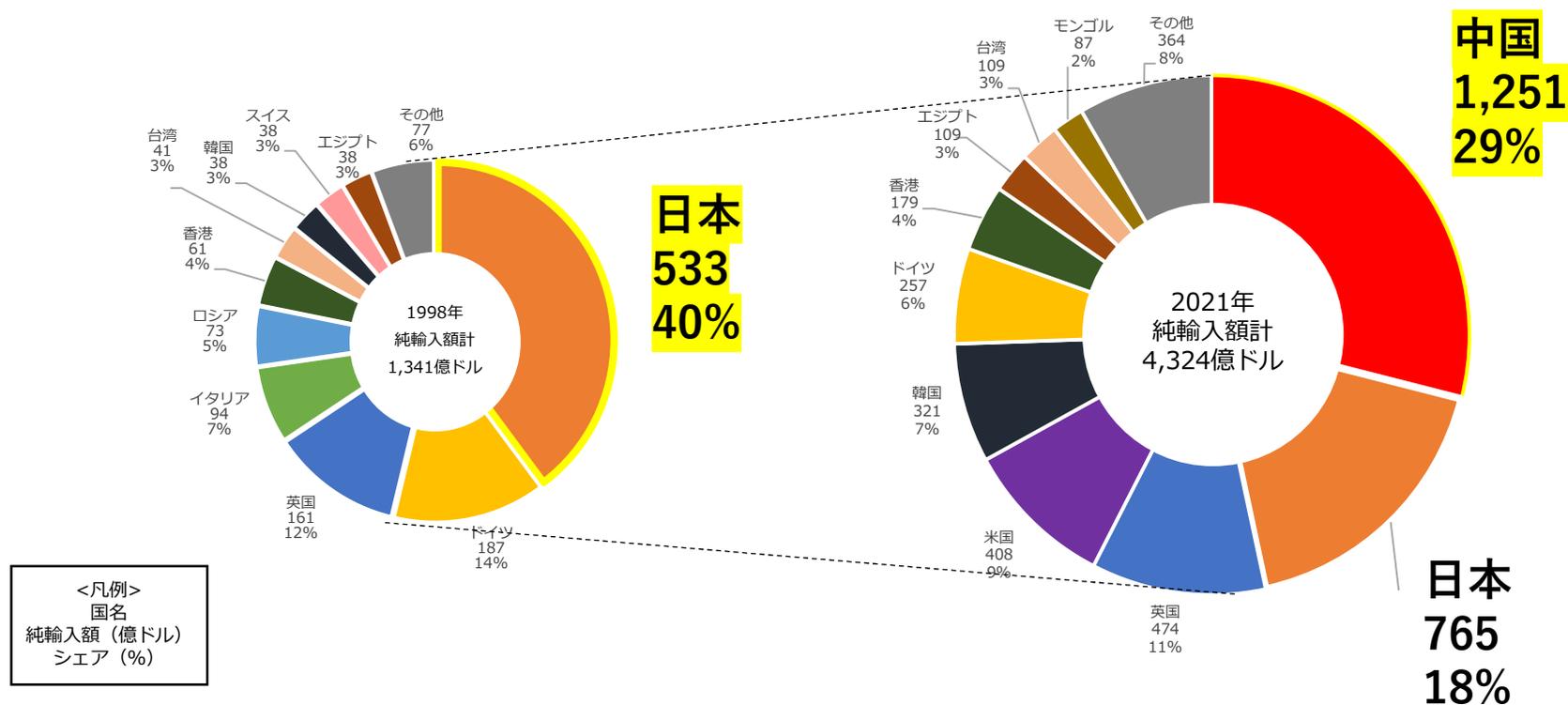
- 農政の憲法である「食料・農業・農村基本法」は、平成11年に制定（以前は昭和36年制定の「農業基本法」）
- 今回の改正で、新たに、
「食料安全保障の確立」
「環境と調和のとれた食料システムの確立」
が政策の柱に

「食料・農業・農村基本法」 の改正の主な背景

先々、日本の食料の調達に不安！

- ・ 1998年（平成10年）当時、日本は世界1位の農林水産物の純輸入国。
- ・ 近年、経済成長が著しい中国が輸入を増やし、プライスメーカー的な地位になりつつある中、日本がそれに左右されることとなる可能性。

農林水産物純輸入額の国別割合

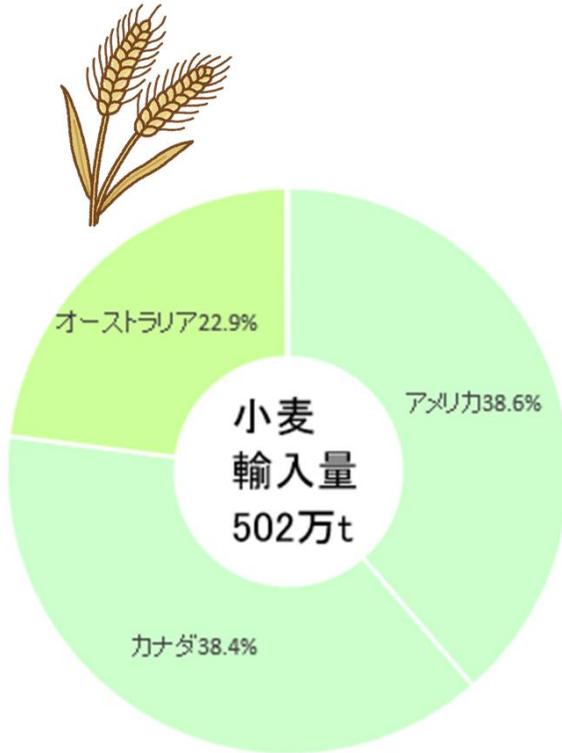


資料：「Global Trade Atlas」を基に農林水産省作成
 注：経済規模とデータ制約を考慮して対象とした41か国のうち、純輸入額（輸入額-輸出額）がプラスとなった国の純輸入額から作成。

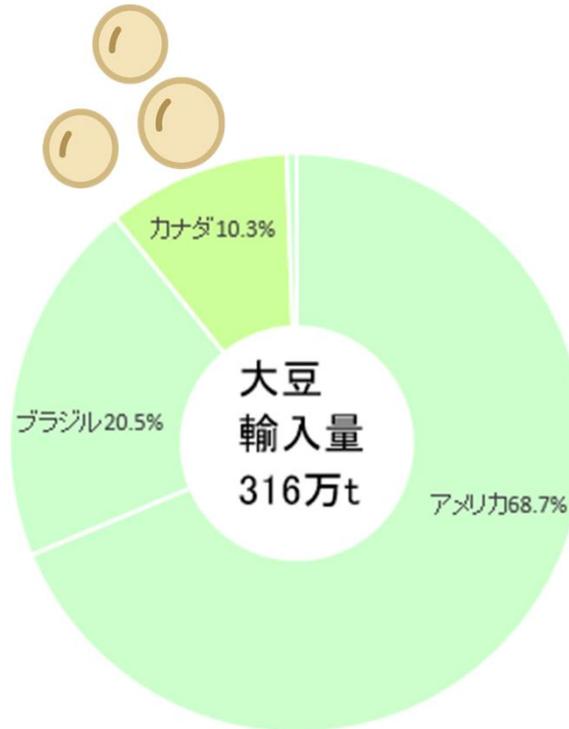
穀物の輸入依存度が高いです！

消費量約3,300万tのうち約2,300万t（約7割）を輸入
国内生産の増大が必要！

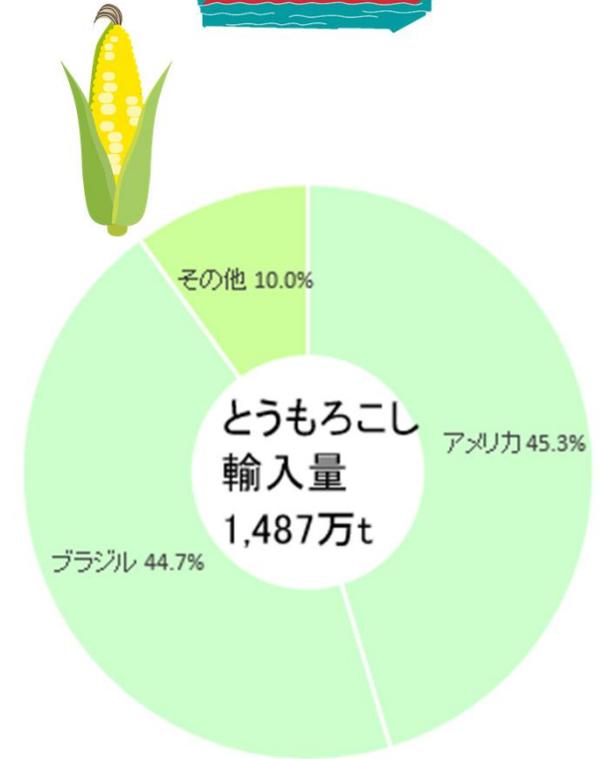
二酸化炭素



資料：令和5年



資料：令和5年



資料：令和5年

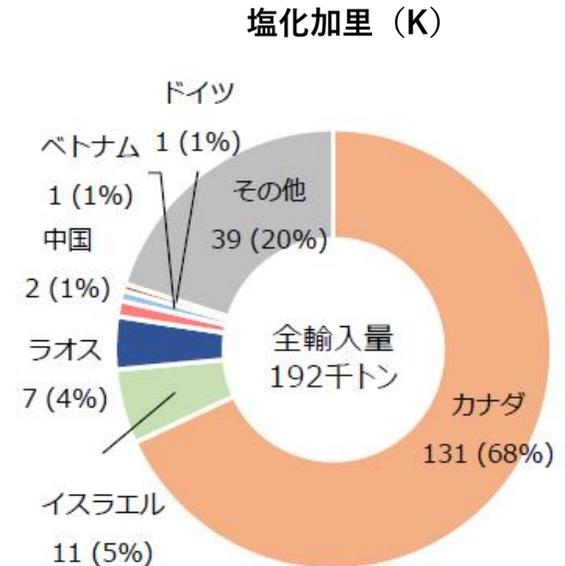
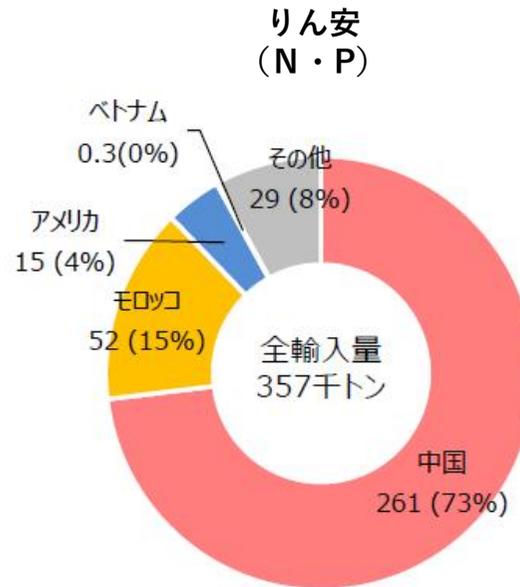
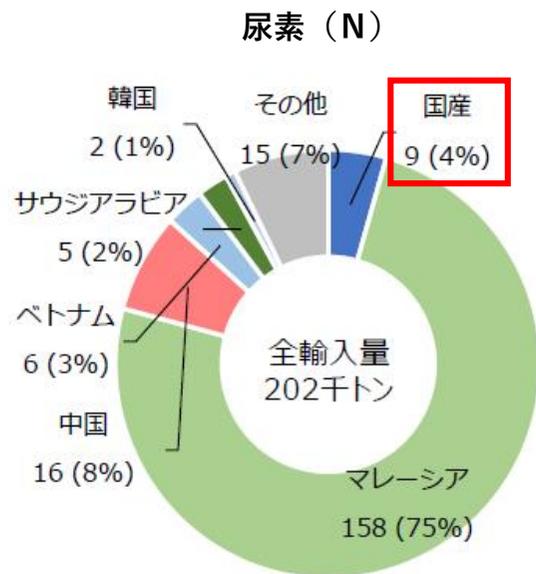


化学肥料・農薬の原料も海外からの輸入です！

化学肥料原料の主原料のほぼ全量を輸入
国内資源への転換が必要！



R5 肥料年度（令和5年7月～令和6年6月）



資料：農林水産省作成



(参考) 食料自給率の推移

食料自給率（カロリーベース）は、

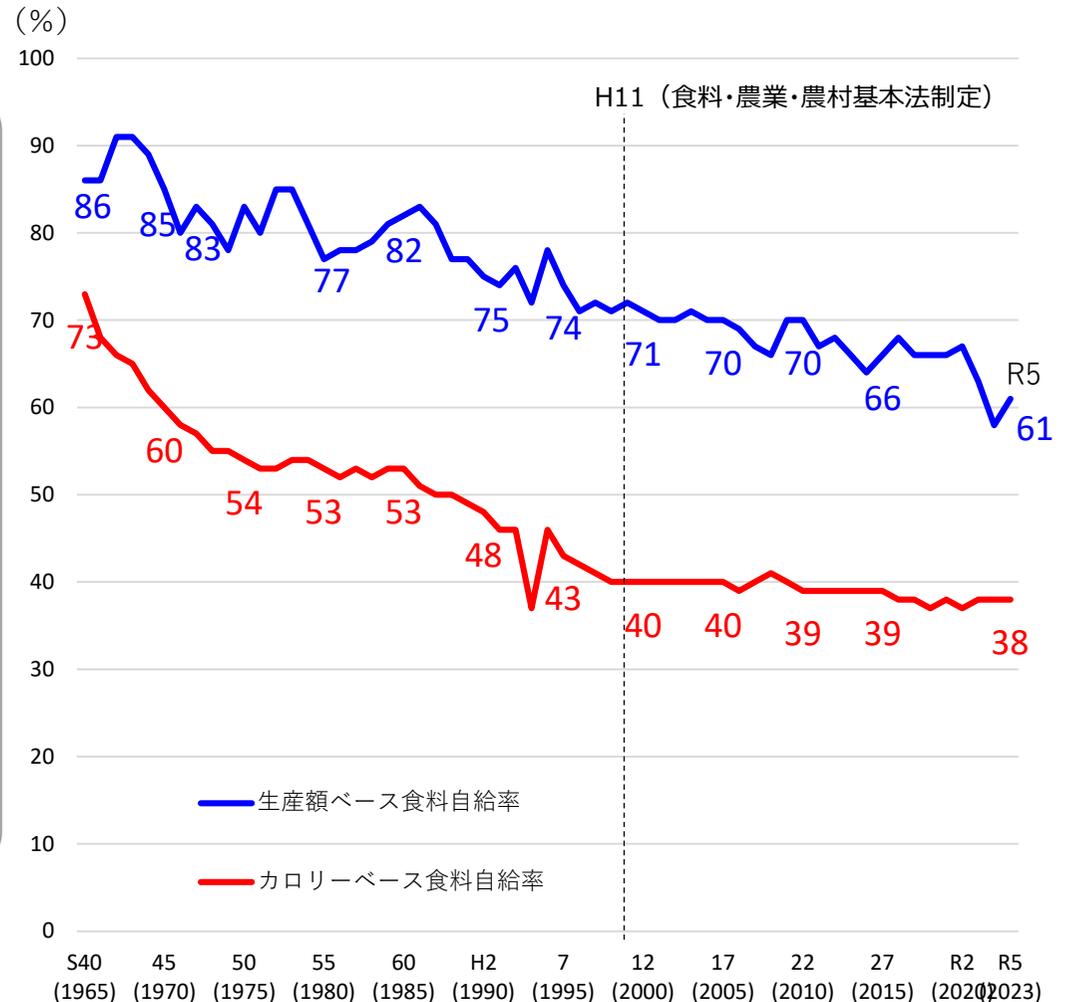
米中心の「日本型食生活」からパンや肉類等中心の「欧米型食生活」への変化の影響等により、昭和40年～平成10年頃にかけて低下してきたが、その後は、40%程度で推移。

- 食料自給率とは、国内の食料全体の供給に対する食料の国内生産の割合を示す指標。
- 分子を国内生産、分母を国内消費仕向として計算。

食料自給率

$$= \frac{\text{国内生産}}{\text{国内消費仕向}}$$

$$= \frac{\text{国内生産 (輸出向けの生産を含む)}}{\text{国内生産 (同上) + 輸入 - 輸出 ± 在庫増減}}$$



(参考) 米の一人当たり年間消費量

S37年：118.3kg → R4年：50.9kg

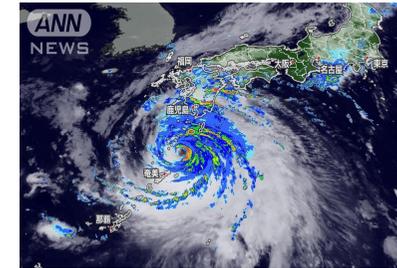
(茶わん約5.4杯/日) (茶わん約2.5杯/日)

資料：農林水産省「食料需給表」を基に作成

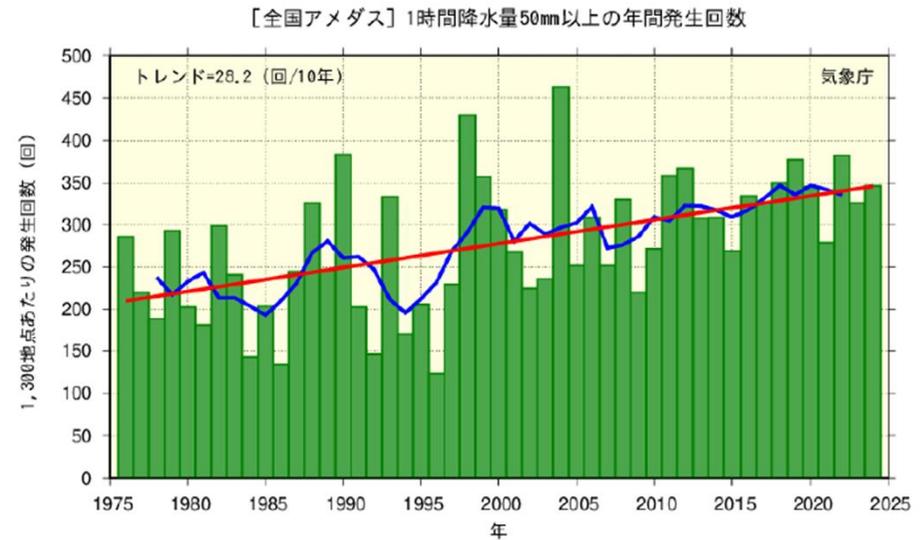
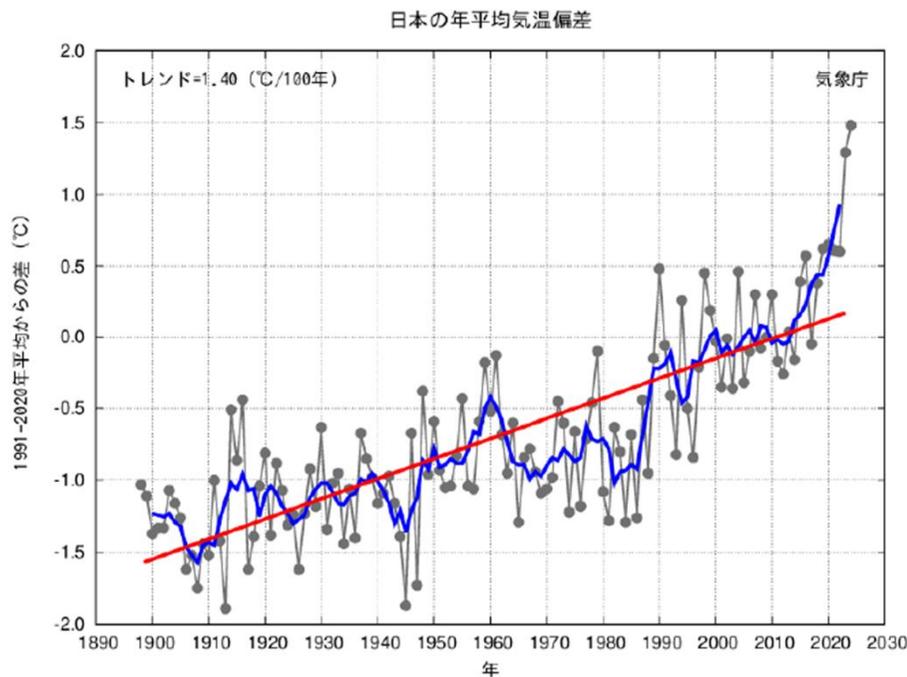
(年度)

地球温暖化は社会的な問題です！

- 日本の平均気温は、100年あたり1.40°Cの割合で上昇
- 2024年の年平均気温は、
統計を開始した1898年（明治31年）以降、最も高い値
- 集中豪雨の発生回数も増加傾向



台風10号（2024年）



- 全国各地での記録的な豪雨や台風等による被害が頻発
- 作物の収量減少・品質低下、漁獲量の減少など、国民の生活にも悪影響



九州北部豪雨 (2017年)



山形・秋田大雨
(2024年)



熊本豪雨 (2020年)



河川氾濫によりネギ畑が冠水
(2023年秋田県)

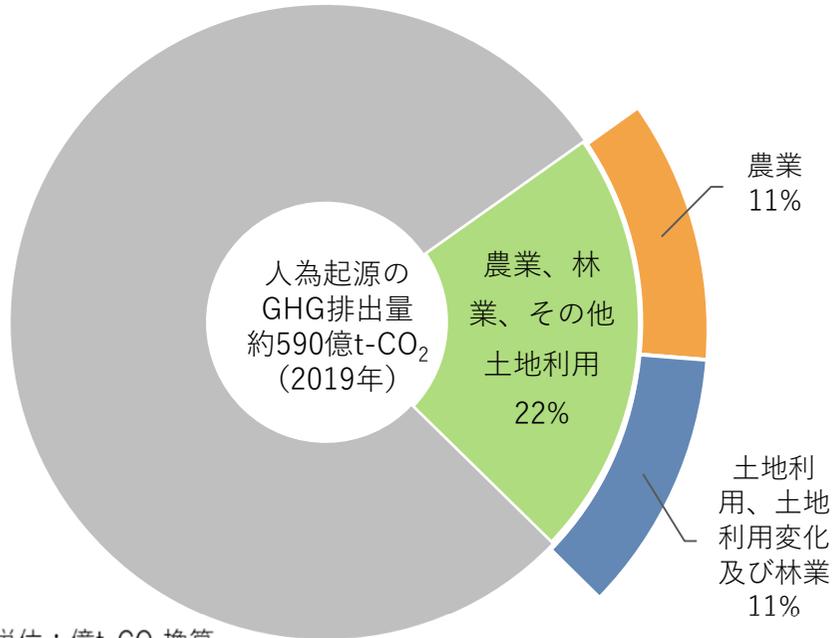


台風で被災したガラスハウス
(2019年房総半島)

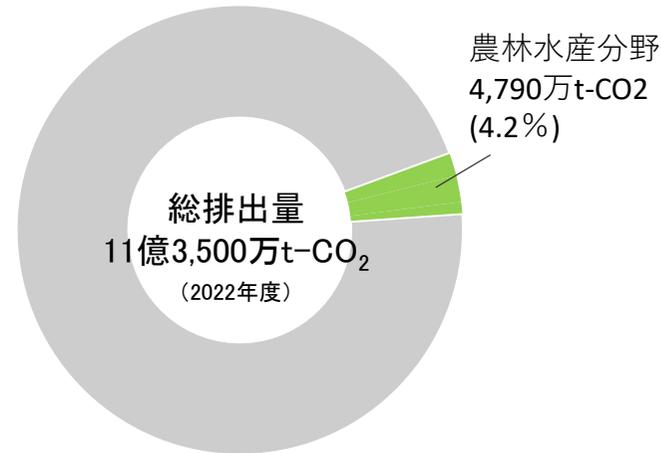
農業も環境に影響を与えています！

デジタル技術や国内資源の活用等により環境負荷を抑えることが必要！

世界（約590億 t）



日本（約11億 t）



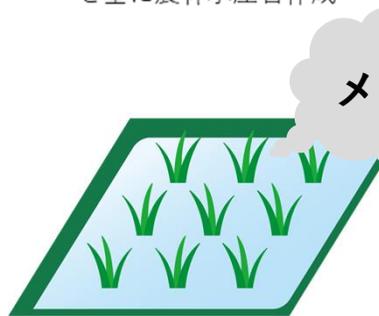
スマート農業・農業DX

単位：億t-CO₂換算

*「農業」には、稲作、畜産、施肥などによる排出量が含まれるが、燃料燃焼による排出量は含まない。

出典：「IPCC第6次評価報告書第3作業部会報告書（2022年）」を基に農林水産省作成

出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」を基に農林水産省作成



メタン



一酸化二窒素



二酸化炭素

可変施肥
ドローン
ヒートポンプ
など

主要国は、以前から、環境政策を進める戦略を策定し、実行しています！

EU

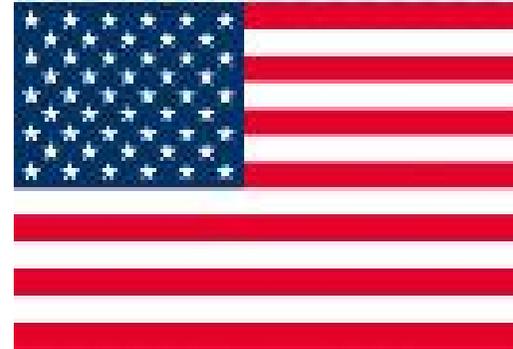


「Farm to Fork戦略」
(2020.5)

2030年までに

- ・化学農薬の使用及びリスクを50%減
- ・有機農業を25%に拡大

USA



「農業イノベーションアジェンダ」
(2020.2)

2050年までに

- ・農業生産量40%増加と
環境フットプリント半減

(注) 環境フットプリントとは、人体の健康、生活の質、生態系など複数の環境影響領域を評価し、一定の算定基準で数値化する方法。

国別の売り上げ額は、 アメリカが8兆円超、 ドイツが2兆円超、中国、フランスが1兆円超です！

国別の有機食品売上額(2022年)



資料 : FiBL & IFOAM「The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2024」を基に農林水産省農業環境対策課にて作成

国内の市場規模は、人口減少や高齢化に伴い、縮小！ 一方、世界の農産物マーケットは、 人口の増加に伴い、拡大する可能性があります！

国内市場の変化

	1990年	2020年	▲20%	2050年
人口	1億2,361万人	1億2,586万人		1億1,900万人
高齢化率 (65歳以上の割合)	12.1%	28.7%		37.7%
飲食料の マーケット規模	72兆円	84兆円 (2015年)		
農業総産出額	11.5兆円	8.9兆円		

人口減少、高齢化に伴い、
国内の市場規模は縮小
※日本の人口は、
2008年（1億2,808万人）をピークに減少。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」
農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」、「生産農業所得統計」

海外市場の変化

	1990年	2020年	+30%	2050年
人口	53億人	78億人		98億人
飲食料の マーケット規模 (主要国)	-	890兆円 (2015年)		1,360兆円 (2030年)
農産物貿易額	4,400億ドル (約42兆円) (1995年)	1兆5,000億ドル (約166兆円) (2018年)		

世界の農産物マーケットは
拡大の可能性

- 日本の農林水産業GDP（2019年）
世界8位
- 日本の農産物輸出額（2019年）
世界50位

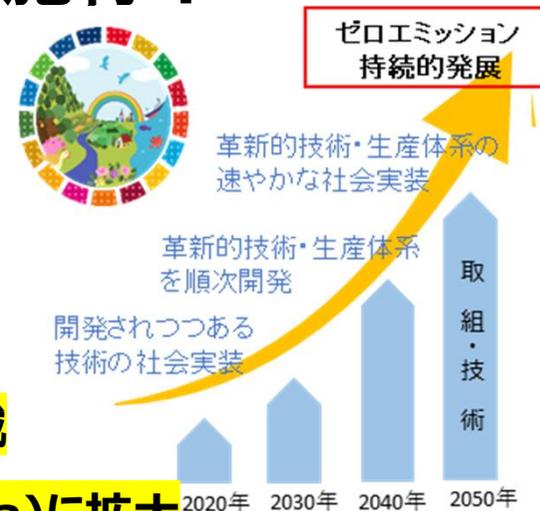
資料：国際連合「世界人口予測・2017年改訂版」、農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」、FAO「世界農産物市場白書（SOCO）：2020年報告」

地球温暖化等の課題に対応するため、2050年を目標に、「みどりの食料システム戦略」を策定しました！

(令和3年5月)

令和4年に、「みどりの食料システム法」を施行！

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
 - (注) CO2ゼロエミッション化とは、2050年までに化石燃料起源のCO2排出量をゼロにすること。
- **化学農薬の使用量 (リスク換算) を50%低減**
- **輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減**
- **耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大**



経済



持続的な産業基盤の構築

- ・**輸入から国内生産への転換**
(肥料・飼料・原料調達)
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
など

社会



国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した
健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
など

環境

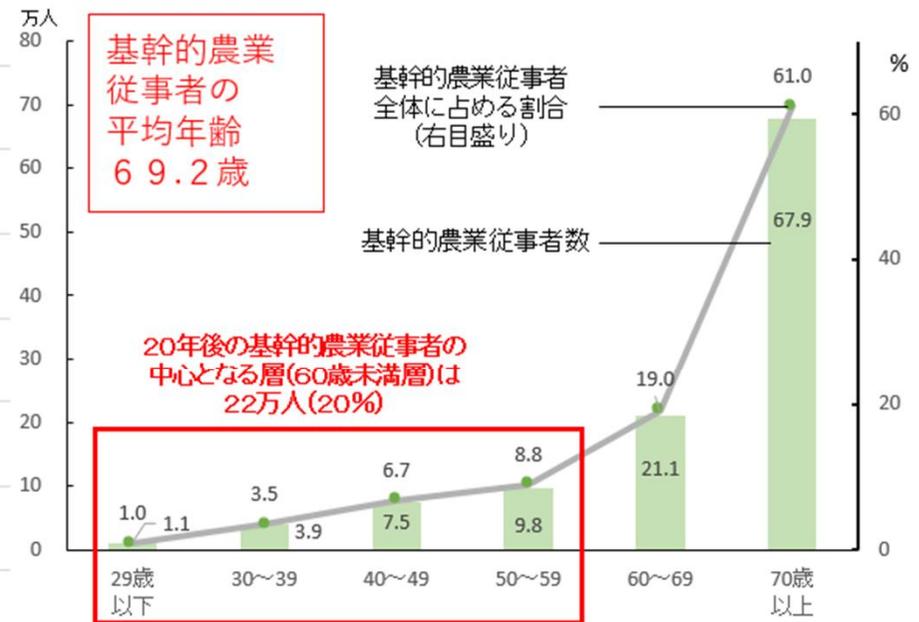
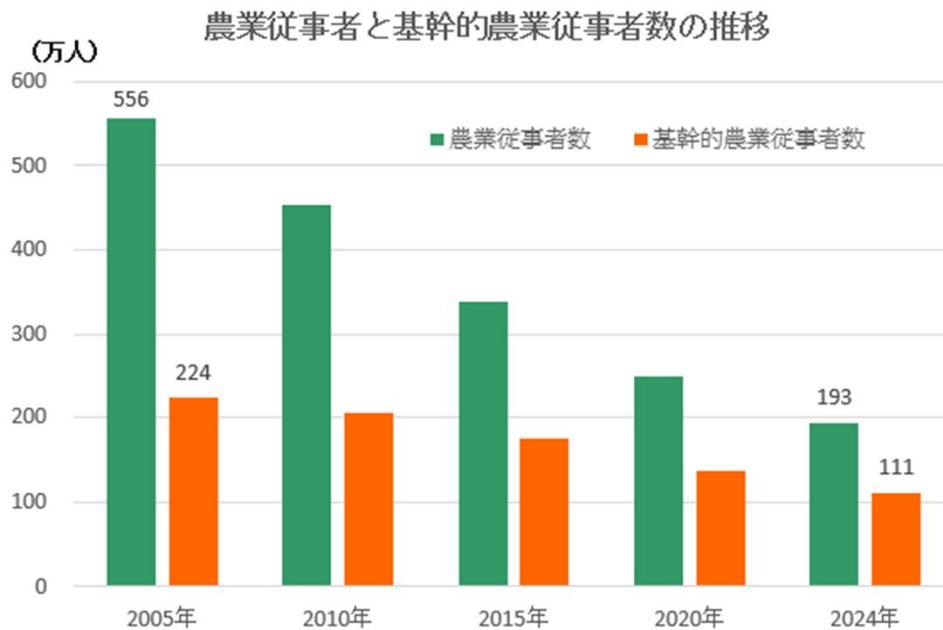


将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承

- ・**環境と調和した食料・農林水産業**
- ・化石燃料からの切替による
カーボンニュートラルへの貢献
など

基幹的農業従事者数の減少、高齢化への対応が急務！

- ・ 我が国の人口減少・高齢化が進展する中で、
農業従事者数は、2005年の約556万人から2024年には約193万人と大幅減。
基幹的農業従事者数は、2005年の約224万人から2024年には約111万人と半減。
- ・ 20年後の基幹的農業従事者の中心となることが想定される60歳未満層は、全体の約2割の20万人程度にとどまっております、農業の持続性を確保するための対応が必要。



資料：
 ・ 農林水産省「農林業センサス」（2024年のデータは農業構造動態調査結果）。
 ・ 基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。

資料：農林水産省「令和6年農業構造動態調査」を基に作成
 注：1) 2024年2月1日時点の数値
 2) 「基幹的農業従事者」は15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

(参考) 農作業の高度化・効率化の変遷(稲作の例)



改正食料・農業・農村基本法のポイント

(令和6年6月5日に公布・施行)

見直しの4つの方向

世界人口の増加や食料生産の不安定化によって、いつでも、安く、食料が手に入る時代ではなくなる!?

1. 国民の皆さんに食料を届ける力の強化

- 不測時だけでなく、国民一人一人に食料が行き届くよう、**平時から、食料安全保障**に向けて取り組む。
- 国内農業生産を増大**しつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用などにより、**安定した食料供給**を図る。
- 食料品店の減少やラストワンマイル問題などにより、食料品の入手に困難が生じないように、**食料を届ける力**を整える。
- 輸出を応援**し、農業・食品産業の維持・発展を目指す。
- 農産物等について、**消費者の理解**を得ながら、食料システム全体の中で**合理的な価格形成**を行うための仕組みを構築する。

将来にわたって農業・食品産業を持続するために必要なことは?

2. 次世代へつなぐ、環境にやさしい農業・食品産業への転換

- 環境にやさしい持続可能な農業を展開するため、**有機農業など**を全国に広める。
- 生産、加工、流通、小売といった**食の関係者全員で、温室効果ガスの削減や食品ロス削減**などを目指す。

農業生産を維持するためにどうする？ 20年後には農業者が現在の1/4程度になる!?

3. 新たな技術も活用した、生産性の高い農業経営

- 生産性の高い農業ができるよう、**農地の集積・集約化など**環境を整備。
- スマート農業をはじめとした**新技術や新品種の導入**などにより、更なる生産性の向上を目指す。

農村を元気にするために何が出来る？ 農村の地域社会が維持できなくなる!?

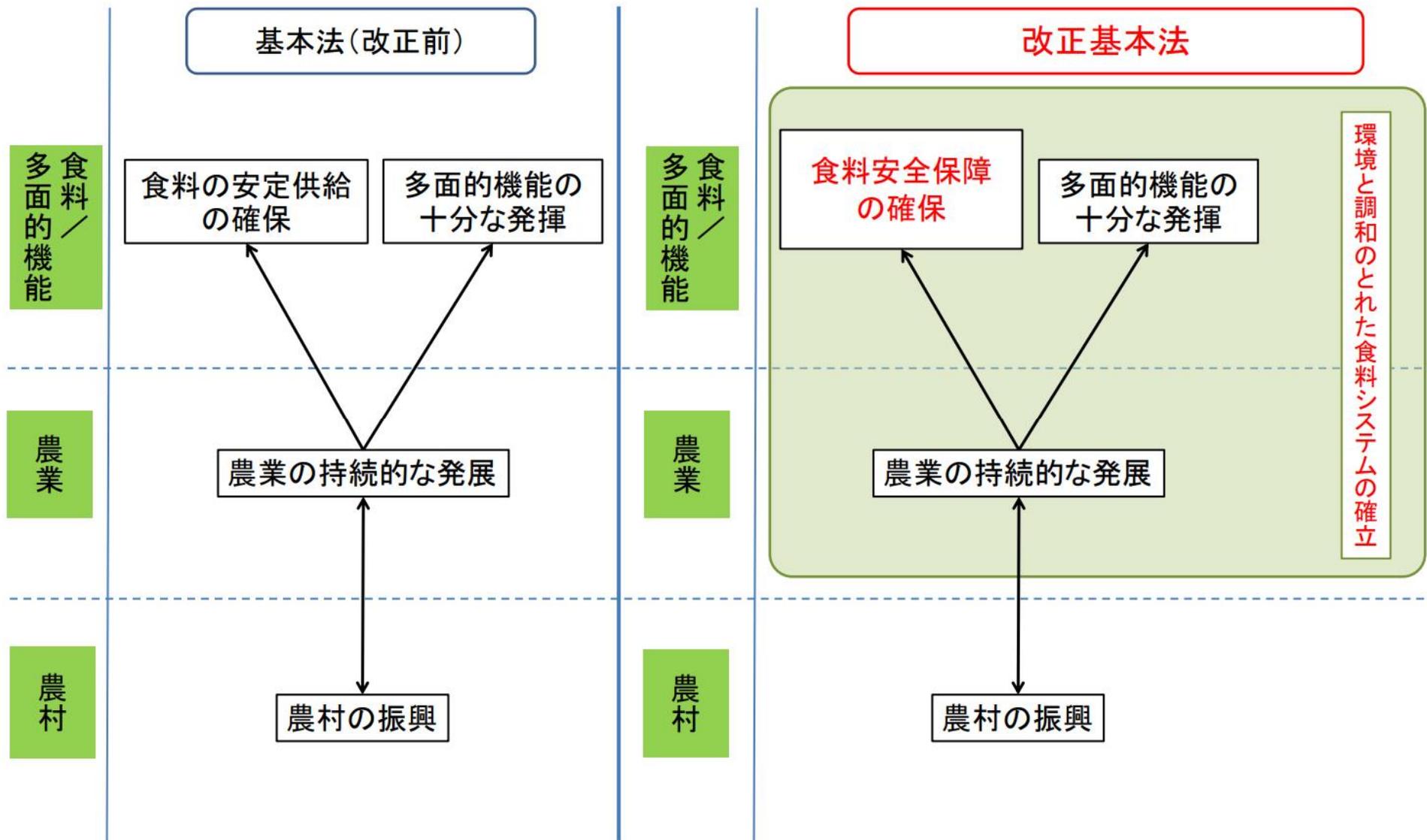
4. 農村・農業に関わる人を増やし、農村や農業インフラを維持

- 農業者、非農業者にかかわらず、**新たな就業機会を確保**するための取り組みを進める。
- 農業インフラについて、**ICT導入やDXの取組等による作業の効率化**を進める。
- 用排水路などを管理しやすいものに整備**し、保全管理しやすくする。
- 人手不足な状況においても、農業者以外の参画を促進し、**農業インフラを地域全体で維持管理**していく取組を進める。

食料・農業・農村基本法
ホームページ



改正食料・農業・農村基本法の基本理念



→ 令和7年4月11日に、新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定

新たな食料・農業・農村基本計画 のポイント

- ・ 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、
- ・ 平時からの食料安全保障を実現する観点から、
初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める。

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

国内の農業生産の増大

目標

- 食料自給率
 - ・摂取ベース：53%
 - ・国際基準準拠：45%

＋
安定的な輸入の確保
＋
備蓄の確保

食料自給力の確保

(農地、人、技術、生産資材)

目標

- 農地の確保
 - 〔農地面積：412万ha〕
- サステナブルな農業構造
 - 49歳以下の担い手数：
現在の水準
(2023年：4.8万)を維持
- 生産性の向上
(労働生産性・土地生産性)
 - ・1経営体当たり生産量：1.8倍
 - ・生産コストの低減：
(米) 15ha以上の経営体
11,350円/60kg→9,500円/60kg
(麦、大豆) 2割減 (現状比)

輸出の促進

(国内の食料需要減少下においても供給能力を確保)

目標

- 農林水産物・食品の輸出額
 - 〔輸出額：5兆円〕

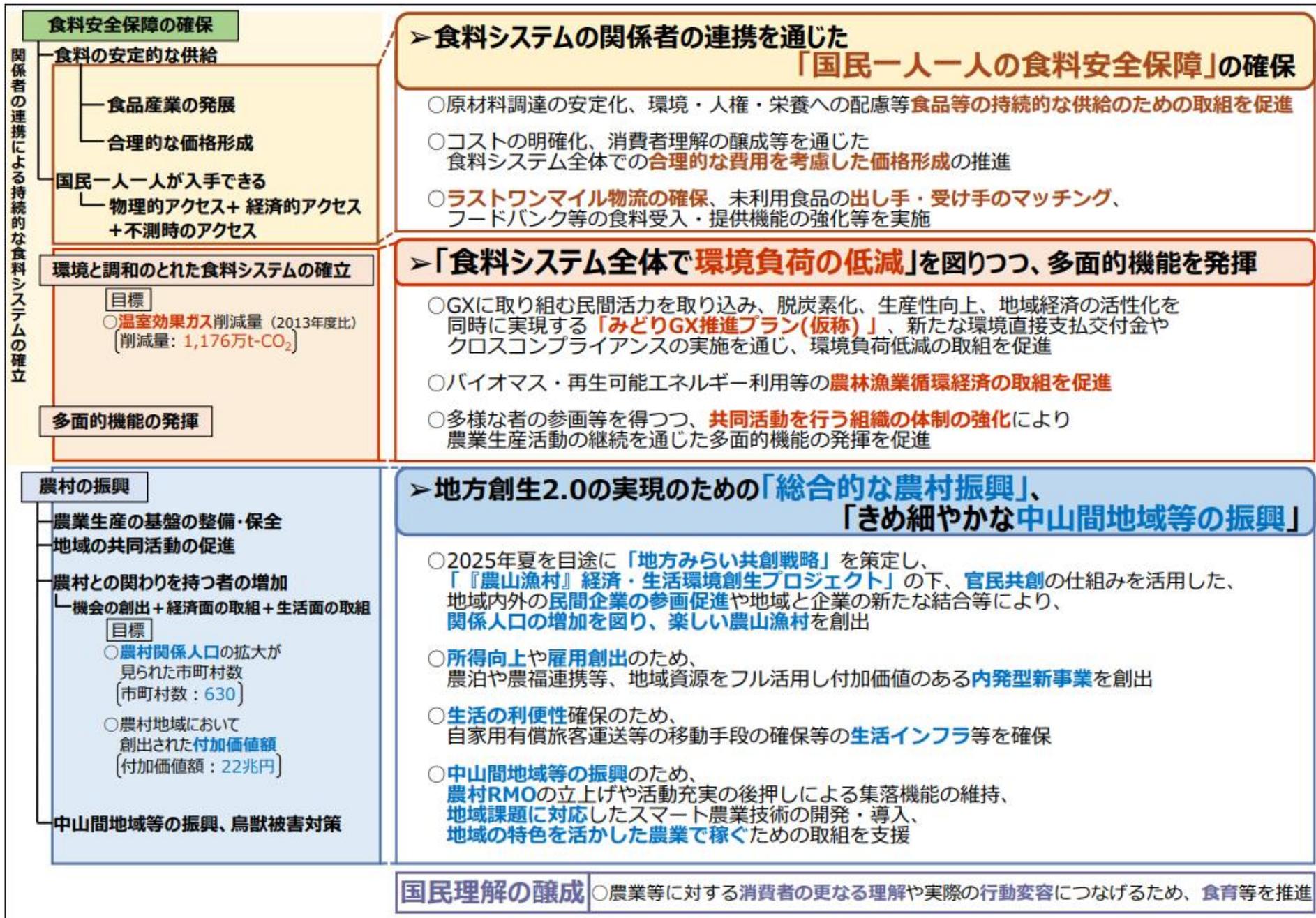
農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

- 水田政策を令和9年度から根本的に見直し、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換
- コメ輸出の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進
- 規模の大小や個人・法人などの経営形態に関わらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、**農地・水を確保**するとともに、地域計画に基づき、担い手への**農地の集積・集約化**を推進
- サステナブルな農業構造の構築のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保
- 生産コストの低減を図るため、**農地の大区画化**、情報通信環境の整備、**スマート農業技術の導入・DXの推進**や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進
- 生産資材の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進

輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

- マーケットイン・マーケットメイクの観点からの**新たな輸出先の開拓**、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進
- 食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮

農業経営の「収益力」を高め、
農業者の「所得を向上」



(参考) 新たな基本計画における主な目標・KPI (2030年)

【目標】

食料自給率 (カロリーベース) 38% (2023年) → 45%

農地面積 427万ha (2024年) → 412万ha

49歳以下の担い手 4.8万 (2023年) を維持

<生産コスト>

米 (15ha以上) 11,350円/60kg (2023年) → 9,500円/60kg

小麦 (田) 10,400円/60kg (2023年) → 9,300円/60kg

小麦 (畑) 7,700円/60kg (2023年) → 6,200円/60kg

大豆 (田) 22,800円/60kg (2023年) → 18,000円/60kg

大豆 (畑) 16,700円/60kg (2023年) → 14,600円/60kg

農林水産物・食品の輸出額 1.5兆円 (2024年) → 5兆円

インバウンドによる食関連消費額 1.6兆円 (2023年) → 4.5兆円

温室効果ガス削減量 (2013年度比) 808万t-CO₂ (2022年度) → 1,176万t-CO₂

【KPI】

＜輸出量＞

米 4.4万 t (2023年) → 39.6万 t (生産量：791万 t (2023年) → 818万 t)
牛肉 0.9万 t (2023年) → 1.6万 t
豚肉 0.2万 t (2023年) → 0.2万 t
鶏肉 0.4万 t (2023年) → 1.0万 t
茶 0.8万 t (2023年) → 1.5万 t

担い手への農地集積率 60.4% (2023年) → 7割

＜地域の方針策定に参画する女性農業者の割合＞

農業委員 14% (2023年) → 30%
農協役員 9.6% (2022年) → 20%
土地改良区理事 1.4% (2023年) → 10%

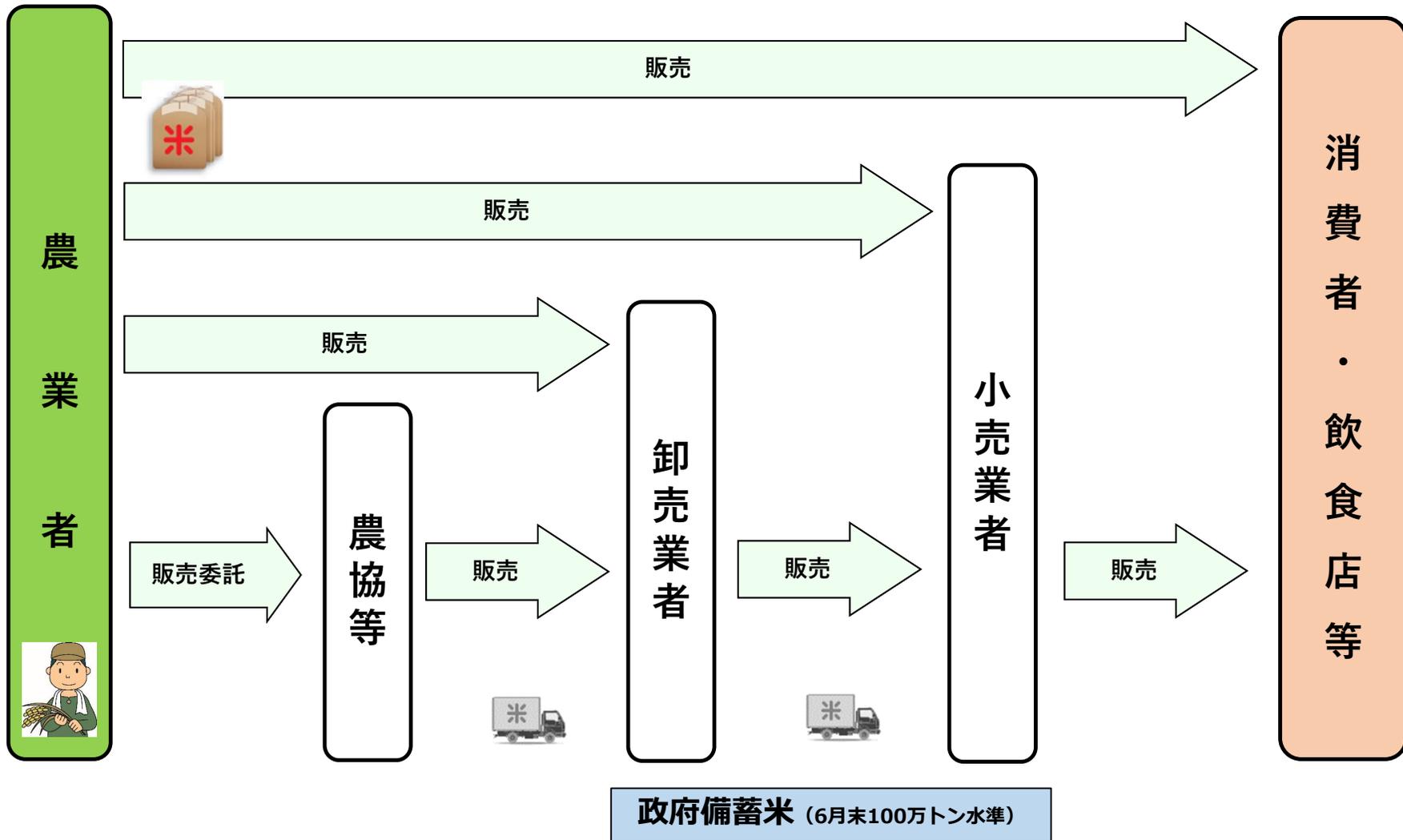
農林水産省ホームページ（食料・農業・農村基本計画）

https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html

最近の米の状況について

米の生産・流通の主な流れ

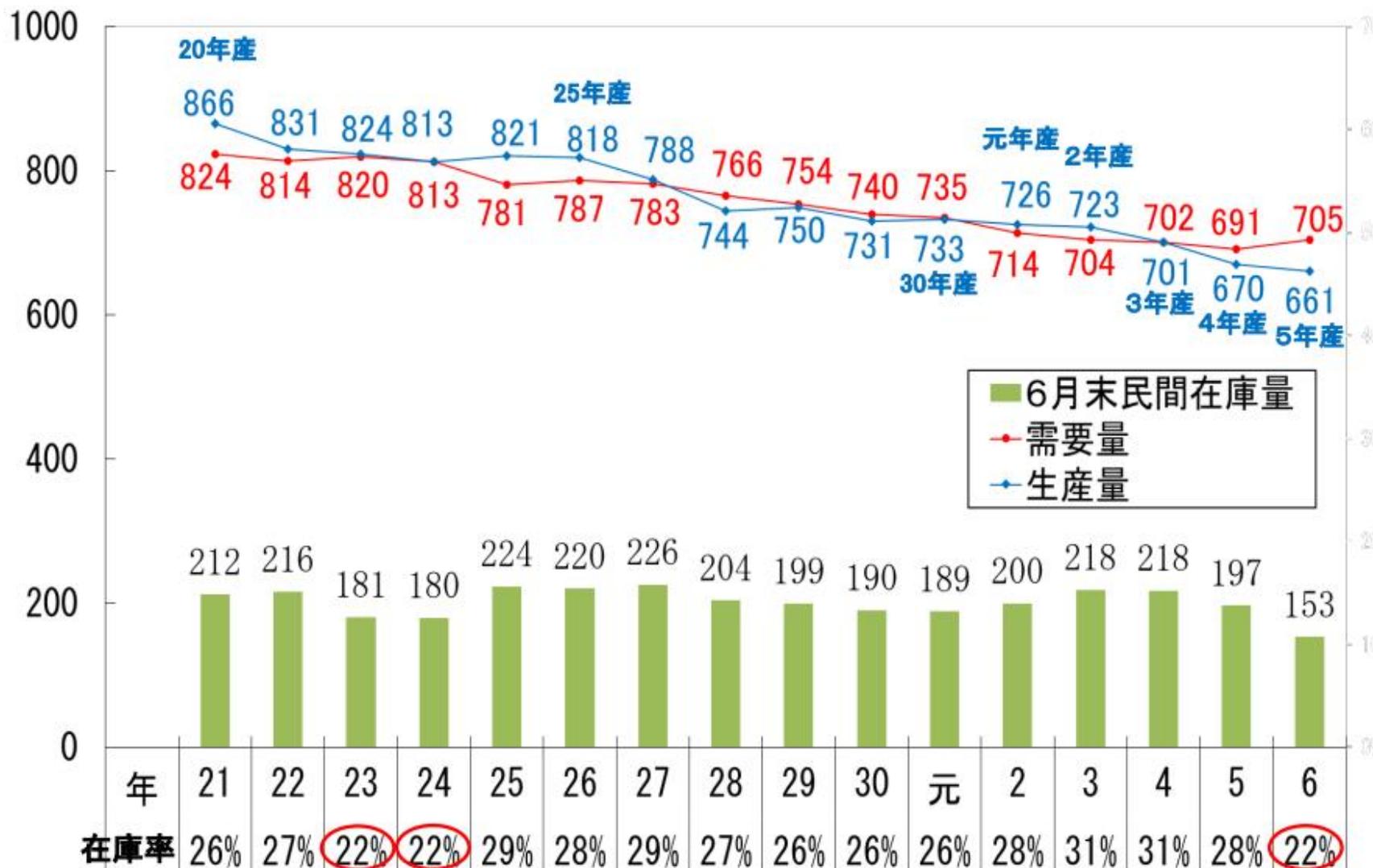
販売先を確保できない農業者は、通常は農協等に販売委託



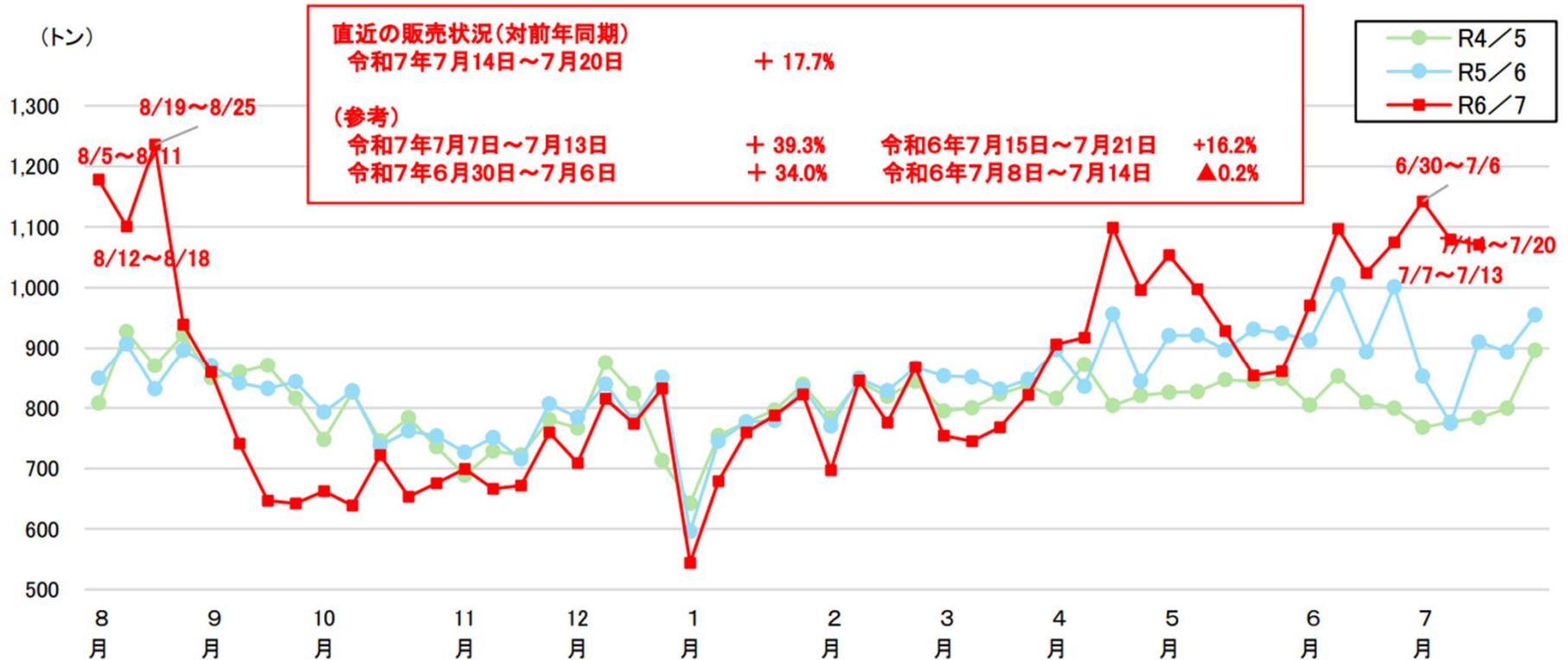
※ 米は、主食用米のほかに、鹿児島県内では、焼酎用、酢用、菓子用などに流通しています。

昨年6月末の民間在庫量は、近年では低い水準 (米は秋に収穫されて販売開始。6月末頃が通常端境期)

(万ト)

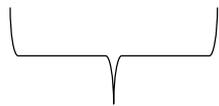


スーパーでは、昨年夏に、買い込み需要が発生



資料:(株)KSP-SPが提供するPOSデータ(全国約1,000店舗のスーパー、生協等)に基づいて農林水産省が作成。

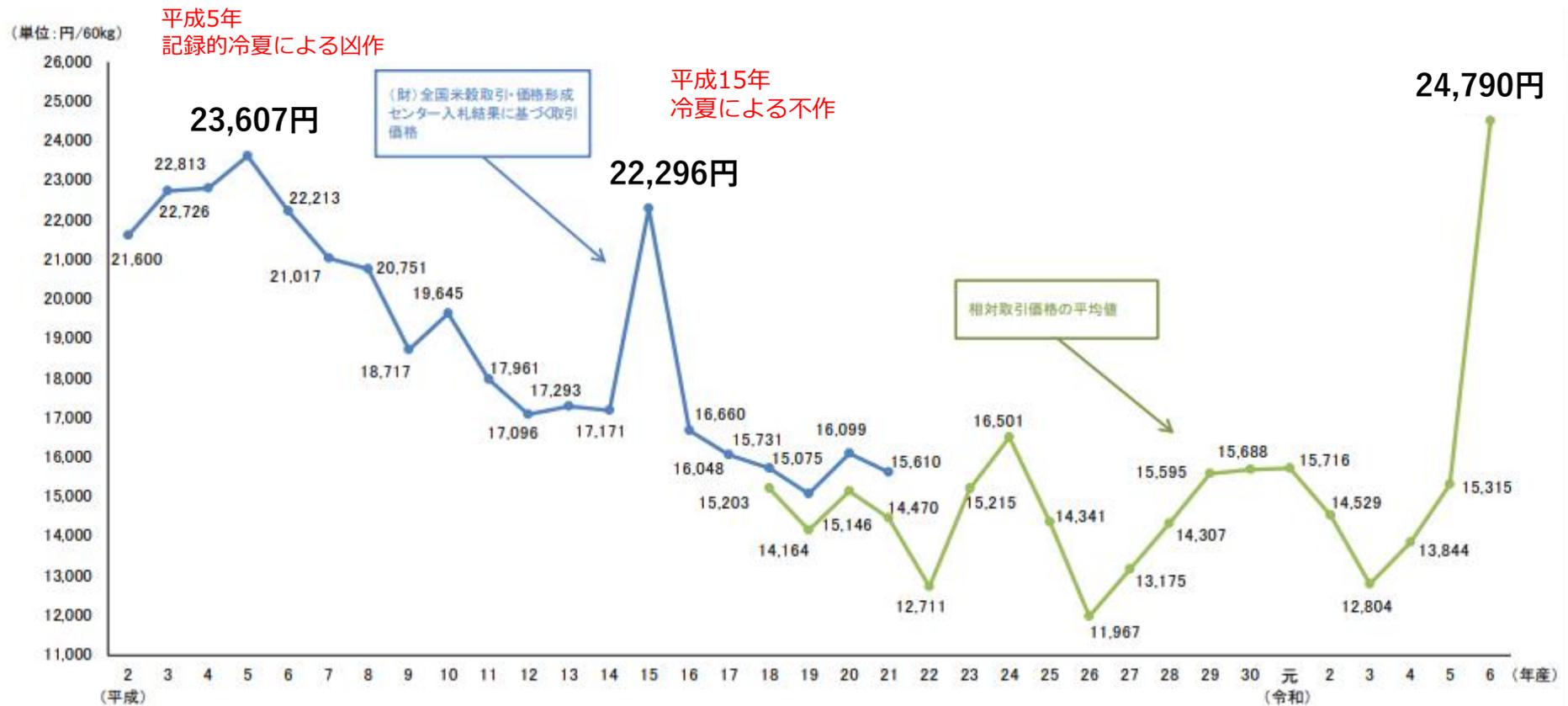
注:週次データを月ベースに当てはめているため、実際の月とは異なる場合がある。



南海トラフ地震警報、大型台風などの影響

価格は需要と供給のバランスで決まる

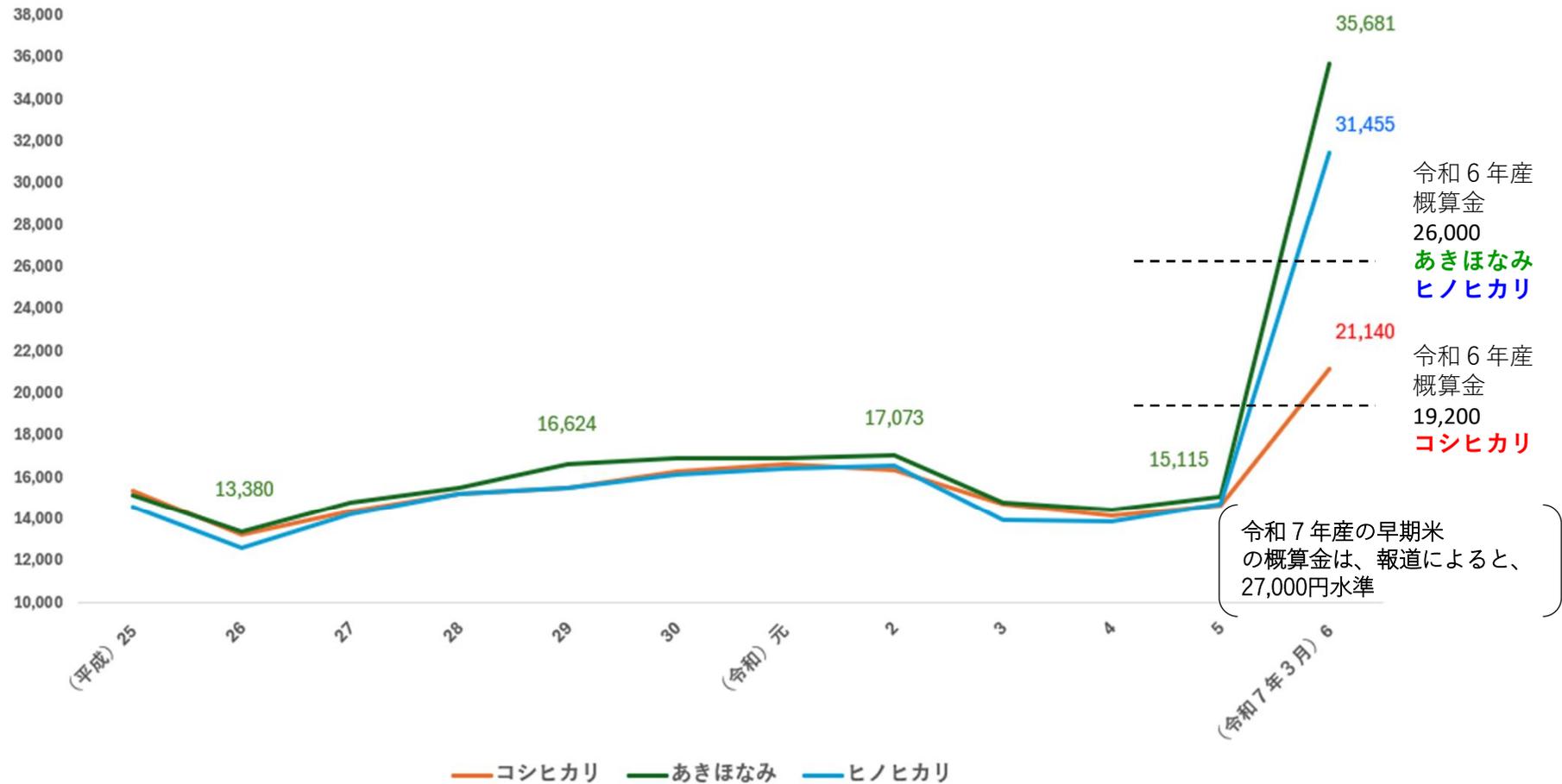
平成の5年産や15年産は、不作で生産量が減少
令和の5年産や6年産は、高温障害等で精米が不足



注：年産別平均価格（令和6年産は、出回りから令和7年7月までの速報値）。

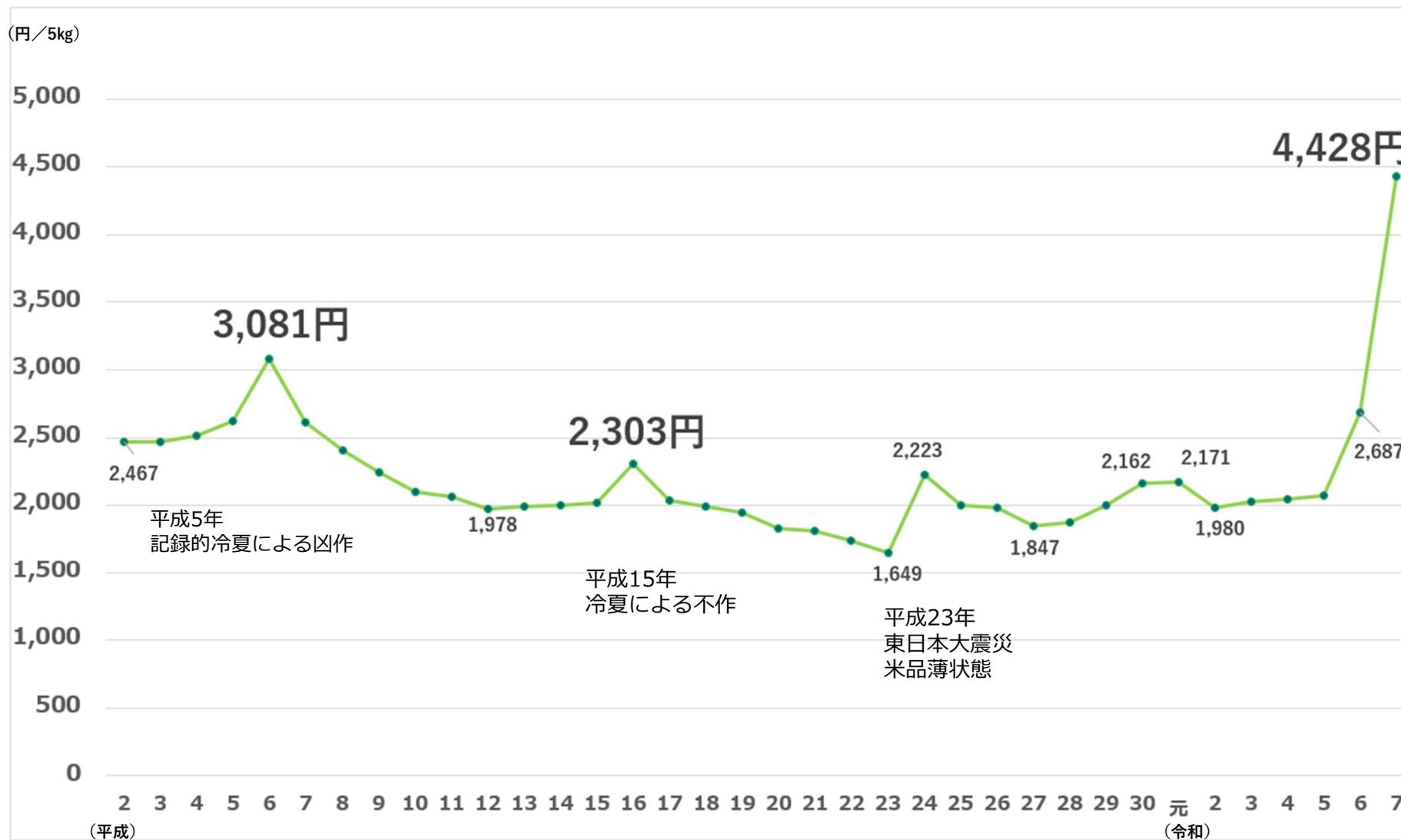
(参考) 鹿児島県産米の価格の推移

主食用1等、円/玄米60Kg (税込)



資料：農林水産省ホームページ「米に関するマンスリーレポート」より
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

(参考) 店頭での精米価格（5 kg）の推移

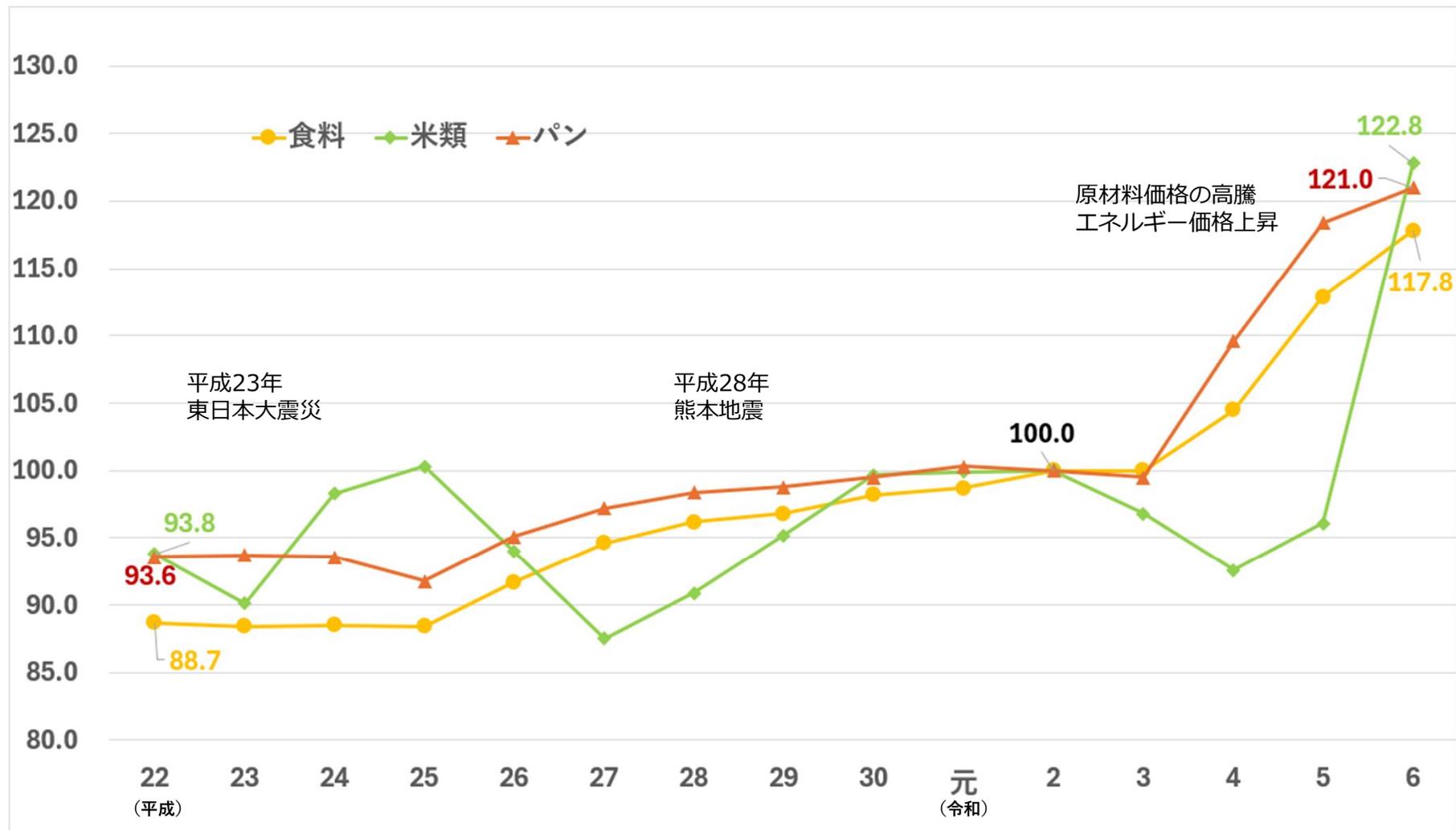


出展：総務省統計局の小売物価統計調査（動向編）

注：主要品目の都市別小売価格-都道府県庁所在市及び人口15万以上の市
うるち米(単一原料米, 「コシヒカリ」以外)

※令和7年は、1～7月の平均価格

(参考) 消費者物価指数の推移 (品目別価格指数：食料、米類、パン)



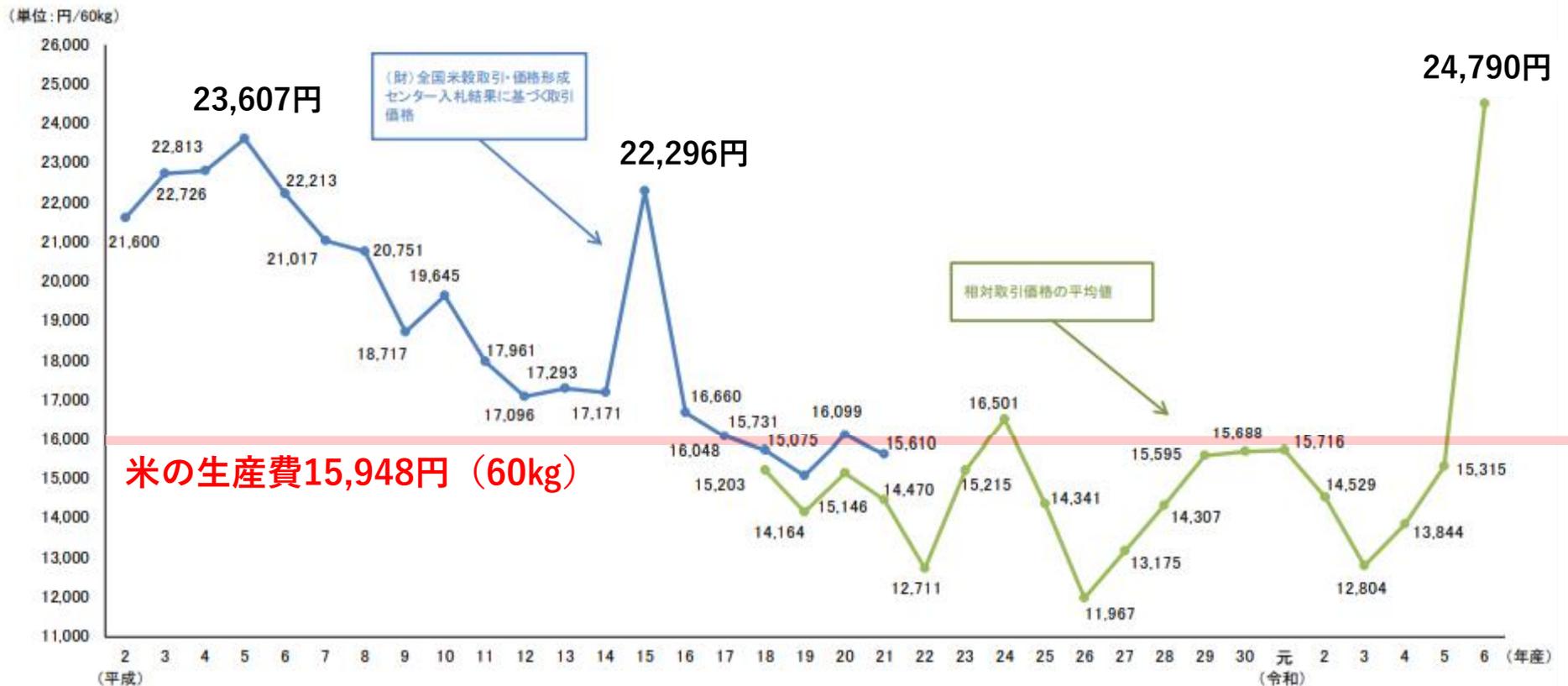
出展：総務省統計局消費者物価指数
 ※消費者物価指数とは
 一般消費者が日常的に購入する商品
 やサービスの価格変動を測定する指標

※品目別価格指数とは
 特定の品目の価格が、ある基準時点
 を100として、比較時点での価格をど
 のように変化したかを示す指数

※ 令和2年（2020年）を指数100とした場合

(参考) 米の販売価格と生産費の関係

米も商品であり、生産するには、
肥料、機械等の物財費や労働費等がかかる。

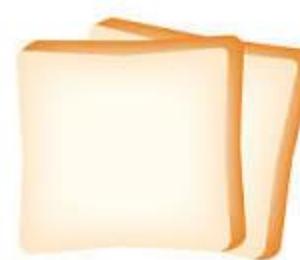


※ 米の生産費は、令和5年産のデータ。

(参考) 「ごはん」と「ぱん」の比較 (試算)



茶わん一杯 (例: 65グラム)



食ぱん 2枚 (例: 120グラム)

カロリー **234 kcal**

298 kcal

価格 **約50円**
(例: 3,500円/5kg)

約150円
(例: 400円/一斤、国産小麦)

令和7年産以降の 水稲収穫量調査の見直しについて

作況指数について

- 作況指数は、収穫量全体の多少ではなく、10a当たり収量の多少を平年収量と比較して示している指標。
- 農家の実感を踏まえ、都道府県ごとに、最も多くの農家が使用しているふるい目幅で算定。

○ 作況指数の算出

$$\text{作況指数} = \frac{\text{10a当たり収量 (農家ふるい目幅ベース)}}{\text{10a当たり平年収量 (農家ふるい目幅ベース)}} \times 100$$

10a当たり平年収量は、直近30年間のトレンドから算定

○ 平年収量とは

水稻を作付けする前に、その年の気象推移や被害の発生状況などを平年並みとみなし、最近の栽培技術の進歩の度合いや作付変動等を考慮し、実収量のすう勢を基に作成されたその年の10a当たり予想収量であり、有識者の意見も聴いて決定されるもの。

○ 作況指数の算定に用いるふるい目幅(令和6~8年産用)

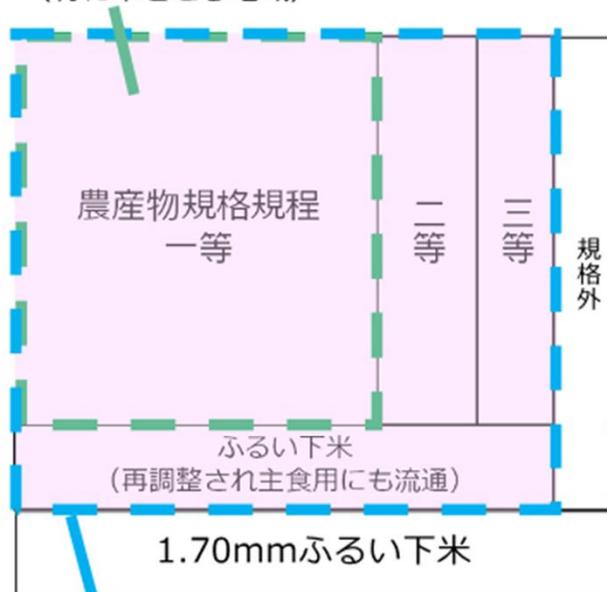
都道府県	ふるい目幅	都道府県	ふるい目幅	都道府県	ふるい目幅	都道府県	ふるい目幅
北海道	1.90mm	東京	1.80mm	滋賀	1.90mm	香川	1.80mm
青森	1.90mm	神奈川	1.80mm	京都	1.85mm	愛媛	1.80mm
岩手	1.90mm	新潟	1.85mm	大阪	1.80mm	高知	1.80mm
宮城	1.90mm	富山	1.90mm	兵庫	1.85mm	福岡	1.85mm
秋田	1.90mm	石川	1.90mm	奈良	1.80mm	佐賀	1.85mm
山形	1.90mm	福井	1.90mm	和歌山	1.80mm	長崎	1.80mm
福島	1.85mm	山梨	1.85mm	鳥取	1.85mm	熊本	1.85mm
茨城	1.85mm	長野	1.85mm	島根	1.90mm	大分	1.85mm
栃木	1.85mm	岐阜	1.80mm	岡山	1.85mm	宮崎	1.80mm
群馬	1.80mm	静岡	1.85mm	広島	1.85mm	鹿児島	1.80mm
埼玉	1.80mm	愛知	1.85mm	山口	1.85mm	沖縄	1.80mm
千葉	1.80mm	三重	1.85mm	徳島	1.80mm		

生産現場の実感との整合性確保（公表内容の見直し）（イメージ）

- 作況指数については、過去30年間の収量のトレンドである平年収量との対比であり、収穫量の出来不出来を直近年と比較する傾向の高い生産者・関係者の実感とのずれの大きな要因であることを踏まえ、主食用米の収穫量の出来不出来（作柄）は前年との対比で示すよう変更し、作況指数の公表を廃止。
- 収穫量調査におけるふるい目については、1.70mmから生産者の用いる1.80mm～1.90mmへの変更を検討。
(今後、流通業界の意見も聞いて、流通実態も踏まえたものとなるよう検討)

【現行の収穫量】

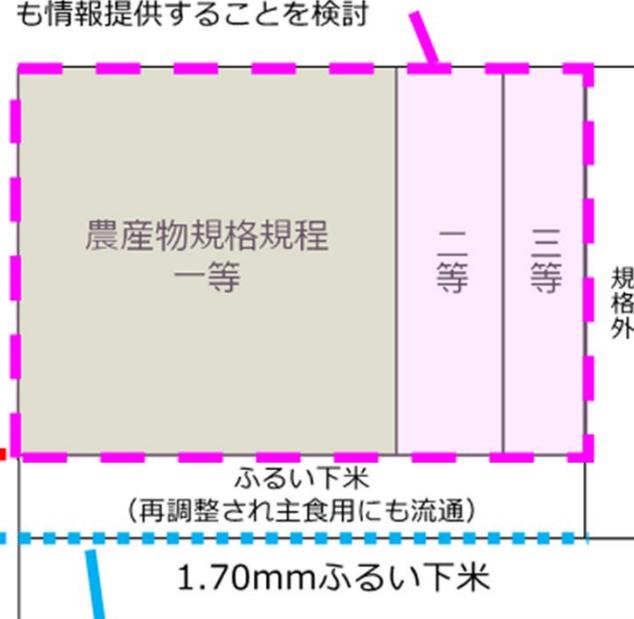
生産者が収量と認識しているのは、
生産者が使用するふるい目幅かつ一等
(特に米どころ地域)



収穫量調査では、主食用に供給される可能性のある米の総量を把握するため、ふるい目幅1.70mmかつ農産物規格規程三等以上を収量基準

【見直し後の収穫量（イメージ）】

収穫量調査においても、生産者が使用するふるい目幅に変更し、一等相当と考えられる数量等も情報提供することを検討



1.70mmかつ三等以上の収穫量は参考的に提供

水稲収穫量調査へのデジタル技術の活用

- 人工衛星のデータを活用した作柄予測については、令和2年産から導入しているが、収穫量を予測するには精度が確保されていないことから、引き続き知見を収集し、今後の導入に向け検討を進める。
- 収穫と同時に収量等の測定が可能な収量コンバインの導入が進められていることから、標本調査に加え、試行的に収量コンバインで収集された収穫量のデータを活用することを検討。

【新技術活用のイメージ】

水稲の作柄概況把握における衛星技術の活用

- ・人工衛星で把握する地表面温度や作物の繁茂状況などのデータを活用し、7月15日現在（西南地域の早期栽培のみ）、8月15日現在の水稲の作柄（良、やや良、平年並み、やや不良）を予測。

令和6年産水稲の8月15日現在における作柄概況

区分	作柄の良否
■	良
■	やや良
■	平年並み
■	やや不良



9月以降の収穫量調査は実測で行っており、上記と同じ手法で収穫量を予測するための実証研究を令和4・5年度に実施したものの、生育の出来不出来は把握できるが、籾の中の充実の状況が確認できないため、収穫量を予測することは、現段階では精度が確保されておらず、活用には至っていない。

引き続き、各種の知見を収集し、今後の導入に向け検討を進める。

収量コンバインのデータ活用を検討



収穫と同時に収量・食味（タンパク値）・水分量等を測定し、ほ場ごとの収量・食味等のばらつきを把握する収量コンバインの導入が進展。

ほ場一筆ごとに把握された籾の重量や水分量から玄米重を推計するなど、収穫量のデータを活用することを検討。

水田政策の見直しの方向性について (概要)

(参考) 米政策の変遷

- 平成14年12月 「米政策改革大綱」
◎米づくりの本来あるべき姿の実現

効率的かつ安定的な経営体が、市場を通して需要動向を鋭敏に感じとり、売れる米づくりを行うことを基本として、多様な消費者ニーズを起点とし、需要ごとに求められる価格条件等を満たしながら、安定的供給が行われる消費者重視・市場重視の米づくりが行われる



**国が客観的な需給情報を策定し、公表
農業者・農業者団体が自主的・主体的に需要に応じた生産**

→ **転作面積の配分廃止**

客観的な需要予測を基礎に「生産数量目標」を設定（当分の間、行政と農業者団体の両ルートで配分）
補助金の地区達成要件等は廃止

- 水田政策に関連する主な支援は、
平成16年産～産地づくり交付金（生産調整達成要件あり）
平成22年産～29年産 米の直接支払交付金（生産調整達成要件あり）※
平成22年産～水田活用の直接支払交付金（生産調整達成要件なし）

※ **平成30年産から、行政による「生産数量目標」の配分廃止**

国は、客観的な需給見通し、きめ細かな情報を公表

協議会で主食用米や戦略作物等の作付方針を検討、農業者への情報提供

農業経営者自らの経営判断に基づき作物を選択

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す検討を本格的に開始。

- 1 水田を対象として支援する水活を、以下のとおり 作物ごとの生産性向上等への支援へと転換。** このため、令和9年度以降「**5年水張りの要件**」は求めない。〔※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。〕
- 2 米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品**
種改良等の生産性向上策等を強力に推進。 輸出を含めた米需要拡大を目指し、**新市場開拓用米、米粉用米等を支援。**
- 3 国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。**
- 4 麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討。**

- 5 **有機や減農薬・減肥料等について支援（主食用米も対象）。**
- 6 **農業者が急減**する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながら**より多くの離農農地の引き受け**を進めていけるよう、**農地の集約化等への支援制度**について、**既存制度を見直し、強化。**
- 7 **産地交付金**について、現場の実態を**調査・検証**した上で、**水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域**も含め、地域の事情に応じた**産地形成が促進**される仕組みとする**見直しを検討。**
- 8 **中山間地域等直接支払**について、条件不利の実態に配慮し、**支援を拡大。**
多面的機能支払について、**活動組織の体制を強化。**
- 9 予算は、**現行の水活**の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた**財源を活用。**このように、**構造転換に必要な予算をしっかりと確保**していく。

次代に農地・農業を引き継いでいくための 地域計画の推進



協議の場の様子（喜界町）

- 農業委員会が作成した目標地図の素案を見ながら、
- ・ 現在、どの農地が作付されていて、
 - ・ どの農地が作付されていないのかを確認。

 - ・ 作付されていない農地の所有者は誰か、
 - ・ 今後、誰が作付するのか、後継者はいるのか、
 - ・ 後継者がいない農地は誰が担うのか
- などについて議論。

(参考) 農地集約関係の変遷

- 平成19年産から、担い手経営安定法（ゲタ対策、ナラシ対策）
認定農業者への農地集約（4ヘクタール要件）
集落営農の立ち上げ（20ヘクタール要件）

※ 平成20年産から、地域水田農業ビジョンの担い手として位置づけられていれば加入可（面積要件の実質廃止）

集落営農は、法人化要件

（5年後法人化計画は、平成27年産から人・農地プランの策定により、廃止）

- 平成24年から、人・農地プランの策定・推進
集落等の地域で、地域の農業を担っていく者を、中心経営体として位置づけて農地を集約
- 農地中間管理機構（農地バンク）（平成25年）
リタイヤする農業者等の農地を、担い手に効率的に集約
- 農業経営基盤強化法改正（令和4年）
人・農地プランの実質化 → 地域計画の策定（～令和7年3月末）

担い手が効率的に営農できるように、農地を集約
担い手がみつからない、引き受けられないなどの空白地帯を明確化
農地利用上等の課題を明確化

人・農地プランから地域計画へ

これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行していただけてきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。農地を利用しやすくするよう、農地の集約化等の取組を加速化することが、喫緊の課題です。

課題解決のためには、

- ① 人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画を定める。
 - ② 地域計画の実現のため、地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集約化等をする。
- 上記を進めるため、令和5年4月1日に基盤法等の改正法が施行されました。

人・農地プラン
(地域農業の将来の在り方)



地域計画
(地域農業の将来の在り方+**目標地図**)

農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化等の実現に向け、

- 将来、地域の農地を誰が利用し、どうまとめていくか
- 農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか

若年者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となって話し合いましょう。

そして、これまで地域の皆さんの努力で守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいきましょう。

鹿児島県における市町村別の地域計画策定状況 (令和7年3月末現在)

地域計画策定数	平均農地面積(ha)
660	145

市町村	策定数	市町村	策定数	市町村	策定数	市町村	策定数
鹿児島市	76	日置市	46	長島町	11	宇検村	4
鹿屋市	21	曾於市	18	湧水町	14	瀬戸内町	9
枕崎市	4	霧島市	21	大崎町	24	龍郷町	8
阿久根市	12	始良市	19	東串良町	15	喜界町	9
南九州市	35	いちき串木野市	30	錦江町	15	徳之島町	9
出水市	12	南さつま市	11	南大隅町	11	天城町	4
指宿市	22	志布志市	19	肝付町	10	伊仙町	10
西之表市	10	奄美市	8	中種子町	9	和泊町	21
垂水市	8	三島村	1	南種子町	8	知名町	17
伊佐市	13	十島村	7	屋久島町	6	与論町	3
薩摩川内市	28	さつま町	19	大和村	3		

地域計画については、次世代に農地を引き継いでいくため、毎年変更していきましょう

地域計画は、地域の農業を将来へ継続させていくために、地域でよく話し合い、農地を利用しやすいよう、次世代へ引き継いでいくことが目的です。地域計画の策定を通じて、地域が抱える課題が見える化され、担い手がいない地域や、基盤整備が必要となる地域など、地域の実状を浮き彫りにすることで、10年後を見据えた地域農業の対策を考え、必要な取組を行うことが可能となります。

一方で、地域計画は、一度作って終わりではなく、毎年、PDCAサイクルを通じてブラッシュアップしていくことが重要です。

地域計画の実現に向け、是非、毎年協議を実施していきましょう。

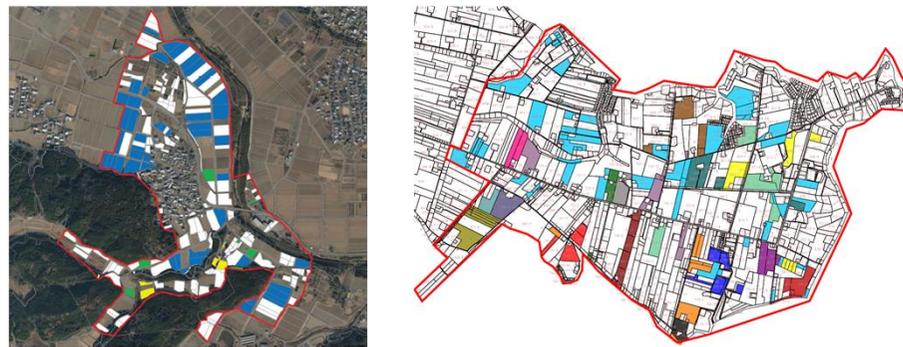


協議の場の様子

● 基盤整備を契機に果樹地帯を再生した事例



● 所有者や担い手の意向不明が明らかになった事例



策定した地域計画をブラッシュアップしましょう

策定した地域計画は、その実現に向けて話し合いを継続し、具体的に取り組を開始する地域がある一方で、話し合いが十分に行えずに道半ばの地域計画を策定した地域も多いのではないのでしょうか。

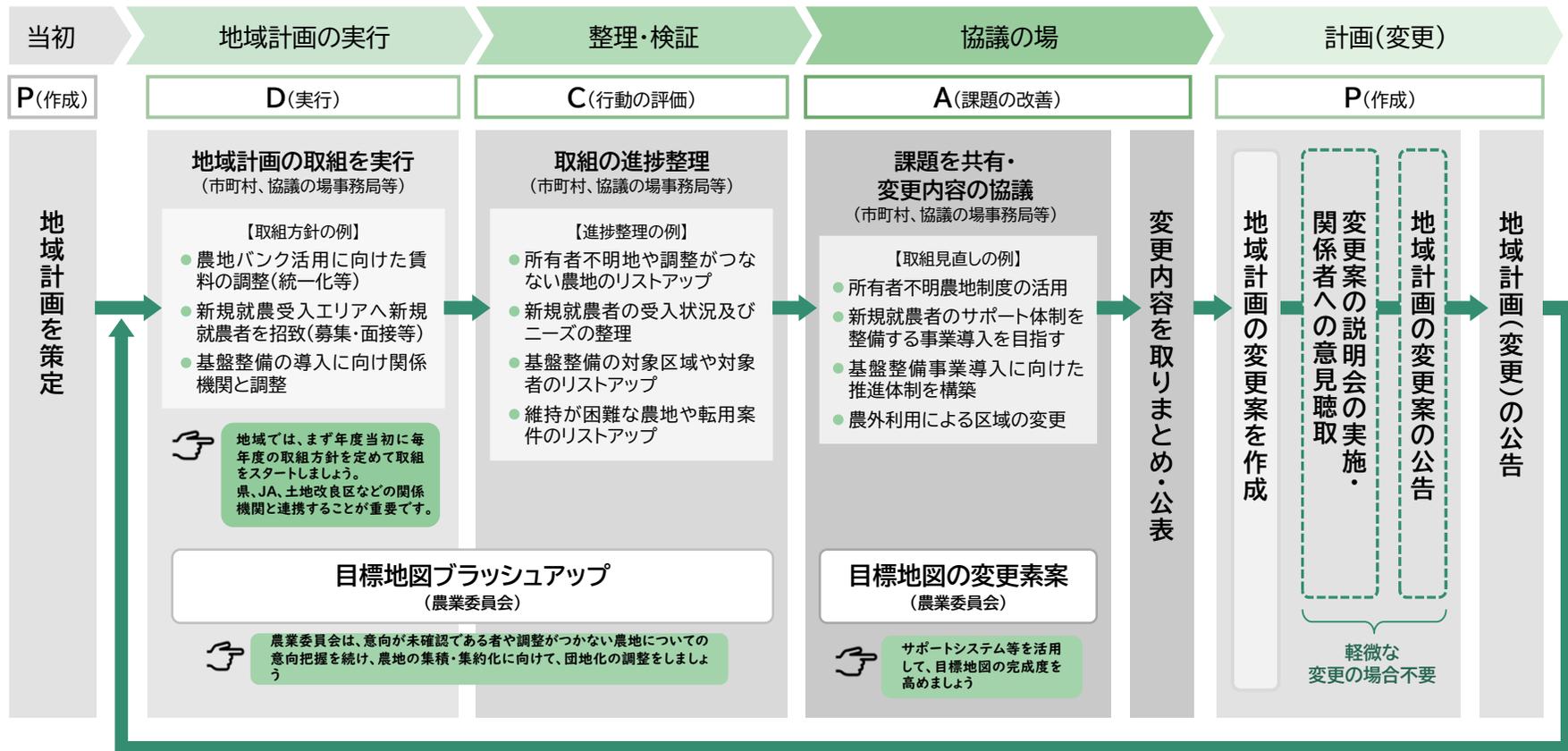
そのため、次のような視点で地域計画を振り返り、話し合いを継続して、目指すべき地域農業を具体化しましょう。

振り返りの視点



地域計画の変更フロー

- 市町村は、地域計画に定めた方針に基づき、PDCAサイクルを通じて進捗状況を確認しましょう。
- 地域の皆様は、地域計画の実現に向けて、協議の場に積極的に参加し、具体的な取組を進めていきましょう。
- 農業委員会は、確認できていない耕作者などの意向把握を積極的に推進しましょう。
- 取組の結果については、整理・検証を行い、協議の場を開催して、地域計画の変更が必要な案件も含めて地域の状況を共有しましょう。 ※ 協議の場は、各施策と横断的な推進体制を構築して進めてください。



協議について

開催方法

地域計画を変更するためには、農業関係者が変更内容について協議することが必要ですが、書面やHPでの意見募集により、簡素な開催方法をとることもできます。

協議する内容に応じて、開催方法を変更することも可能です。どのような内容の場合に簡易な開催方法で協議をするか、あらかじめ地域で協議の上、ルール化しましょう。

また、協議の場は、市町村が開催することが基本ですが、地域の実状に応じて、地域や農業関係機関主導により、柔軟に開催することや、地域全体の土地の管理構想などの農業外の各施策と連携して一体的に取り組むこともできます。その場合、市町村にあらかじめ場所、日時などを口頭やメール、書面など報告するとともに、その概要を取りまとめて、HP等で公表するようにしましょう。

【 基本的な開催方法 】

対面開催・オンライン開催

- 年1回以上の定期開催や随時開催の日程等をHPや広報で幅広く周知し、できる限り地域の関係者を参集
- 担い手の代表者のみによる協議など、参加者が限定的な場合は、ウェブ会議やトークアプリを活用したオンライン開催も可能
- 対面・オンライン開催を併用するなど、柔軟な運用も可能



オンライン開催も可能

【 簡易な開催方法 】

書面・HP開催

- 回覧や広報誌への回答方式や、HP上のパブリックコメントなどで随時開催
- 一定の回答期間を設けることで、事前に協議開催通知があったものとみなす



※1 協議をした結果は、その概要を取りまとめ、HP等で公表するようにしましょう。

※2 国土交通省では、農地に限らず、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい土地や、将来的に利用を継続する必要が無い土地などについて考える「管理構想」を推進。

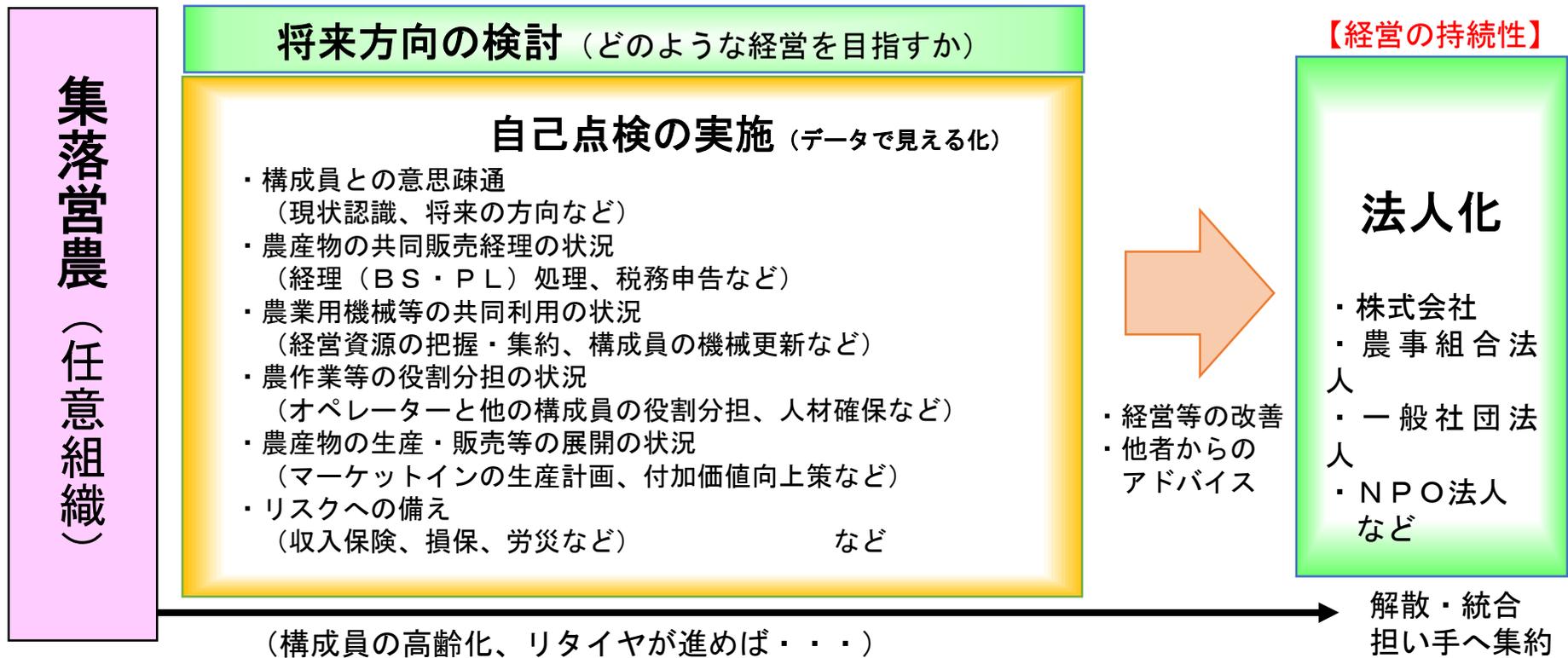
地域計画の変更

- 地域計画は、以下のような場合に変更する必要があります。

農業上 の利用 (事後の変更可)	地域の農業の 将来の在り方等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更 ・ 区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更 <p>例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更 ②区域の農用地等面積の増減(区域の変更)</p>	
	農業を担う者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け <p>☞ 目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は、変更不要</p>	
	農業用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け 	
	軽微な変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更 ・ 実質的な変更を伴わない変更 <p>例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更 ②任意記載事項の変更 ③基盤整備や地籍調査による面積変更 ④田畑転換 ⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など</p> <p>☞ 地域計画案の意見聴取・公告を省略可能</p>	
農業外 の利用 (事前の変更要)	農地の転用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用地や農家住宅等に供するための転用 <p>☞ 農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更</p> <p>※ 一時転用の場合は変更不要</p>	

(参考) 今後の集落営農の指導方策

- ・ 集落営農は、地域農業の担い手を確保するために有効な手段の一つ。
- ・ 担い手経営安定法に基づく交付金を受けている集落営農（任意組織）は、法人化することが確実に見込まれることが法律上の要件。
- ・ 地域農業の持続性を確保していくため、全ての集落営農を、人・農地プラン（地域計画）の中心経営体に位置付け、将来の法人化等を目指しつつ、国、地方自治体等が自己点検・経営改善を推進。
- ・ 将来の目途が立たない集落営農については、近隣の集落営農等との統合や、地域内外の他の担い手に農地を委ねていく仕掛けを地域で確立することも必要。



- 地域計画上、
認定農業者（個人・法人）、認定新規就農者のほか、
地域の将来の担い手となり得る者も、将来の農地の受け手として位置づけ。

集落営農（任意組織、法人）も、
将来の農地の受け手として明確に位置づけ。

（ 鹿児島県内の集落営農（90）では、

- ・ 地域計画において農業を担う者として位置付けられている 8
- ・ 実質化している人・農地プランの中心経営体として位置付けられている 45
- ・ 上記以外（いずれにも位置付けられていない） 37

- 地域計画に関する毎年の話し合いを進める中で、集落営農の状況等も関係者
で確認し、フォローアップ。



効率的かつ安定的な農業経営に意欲的な集落営農は、法人化して、
「半農半X」を受け入れられる雇用の受け皿としていくことも考えられる。

(参考) 集落営農は法人化した方が有利

○ 集落営農は、任意組織（任意組合）と法人の比較をすると、**法人化した方が、経営展開、資金調達、人材の確保の面で一般的に有利**。この意味で、**任意組織（任意組合）としての集落営農は、法人化に向けての準備・調整期間**と考え、法人化を推進。

	任意組合の集落営農	法人の集落営農
法人格	なし <ul style="list-style-type: none"> ○ 任意組合として作業受託はできても、農地の利用権の設定はできない ○ 安定雇用することが難しい 	あり <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人名義で農地の利用権の設定ができる ○ 安定雇用することが可能となる
経営判断できる体制	法律に基づかない、構成員の合意による役員体制 <ul style="list-style-type: none"> ○ 合意次第で役員決定権限は様々であるが、一般的には構成員の総意がないと新たな経営判断は難しく、対外的な信用力を構築しづらい ○ 役員は構成員内から選ぶしかなく、高齢化が進行した時、役員がいなくなるおそれ 	法律に基づく役員体制 <ul style="list-style-type: none"> ○ 役員権限は明確であり、生産物販売先や生産資材調達先の変更など、経営発展・所得向上のための経営判断を役員が機動的に行えるようになり、対外的な信用力が向上 ○ 役員に外部の人を登用することもでき、組織として継続できる
投資財源の確保	内部留保できない <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の経営展開のための投資財源の確保はできない ○ 農業経営基盤強化準備金(税制特例)の利用はできない <p>一部の制度資金（スーパーL資金等）が利用できない</p>	内部留保できる <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の経営展開のための投資財源を確保できる ○ 農業経営基盤強化準備金(税制特例)が利用できる(注1) <p>多様な制度資金（スーパーL資金（注1）等）が利用できる</p> <p>(注1)農業経営基盤強化準備金やスーパーL資金は認定農業者であることが要件</p>
人材の確保	雇用環境が充実しにくい <ul style="list-style-type: none"> ○ 労災保険は特別加入(任意)、雇用保険は加入できない 	雇用環境が充実しやすい <ul style="list-style-type: none"> ○ 労災保険、雇用保険は従業員1人以上の場合、強制適用(注2) ○ 労働時間等の就業規則が整備されるなど就業条件が明確化(注3) <p>(注2)農事組合法人(従事分量配当制)の場合において、組合員(出資者)は労災保険は特別加入(任意)、雇用保険は加入できない</p> <p>(注3)常時雇用従業員が事業所単位で10人以上の場合は、就業規則の作成等が必要</p>

(注) 経営局経営政策課調べ

鹿児島県の稲作の現状

鹿児島県の 主食用米の「生産の目安」に対する実績の推移

	令和4年産	令和5年産	令和6年産	令和7年産
生産の 目安 ①	99,830 t (20,580ha)	98,940 t (20,400ha)	90,000 t (18,600ha)	90,000 t (18,600ha)
実績 (見込) ②	79,300 t (16,600ha)	76,600 t (15,800ha)	73,300 t (15,600ha)	(17,400ha)
②－①	△ 20,530 t	△ 22,340 t	△ 16,700 t	

資料：鹿児島県提供「生産の目安」を基に作成

(参考) 鹿児島県における水稲の生産状況

【令和4年産～令和7年産】

	令和4年産	令和5年産	令和6年産	令和7年産 (見込み)
主食用米	16,600 ha ↓	15,800 ha ↓	15,600 ha ↑	(17,400ha)
	79,300 t	76,600 t	73,300 t	
加工用米	1,432 ha ↓	1,389 ha ↑	1,442 ha ↓	
	6,953 t	6,750 t	6,997 t	
米粉用米	14 ha ↓	12 ha ↓	10 ha ↑	
	71 t	60 t	48 t	
飼料用米	835 ha ↑	880 ha ↓	745 ha ↓	
	3,985 t	4,188 t	3,538 t	
WCS用稲	3,658 ha ↑	4,053 ha ↑	4,109 ha ↓	
総計	18,882 ha ↓	18,082 ha ↓	17,797 ha ↑	
	90,309 t	87,598 t	83,883 t	

資料：農林水産省九州農政局「作柄概況」及び「加工用米等認定データ」を基に作成
注：WCS用稲は面積のみ。また、総計の面積にWCS用稲は含まない。

(参考) 鹿児島県における用途別の加工用米の生産状況

単位：玄米トン

	令和2年産	令和3年産	令和4年産	令和5年産	令和6年産
加工米飯	2,626	2,584	2,762	2,854	1,610
焼 酎	2,646	2,315	2,198	2,034	2,809
清 酒	266	411	502	367	827
米 粉	360	244	180	358	434
酢	265	321	249	194	152
米 菓	56	211	282	165	173
味噌等	176	137	126	132	189
包装もち	64	159	188	105	83
その他	664	652	466	541	722
計	7,123	7,033	6,953	6,750	6,997

資料：農林水産省九州農政局「加工用米取組計画認定データ」を基に作成

- 令和7年産からは、プロダクトアウトではなく、**マーケットイン**の考え方で、

農業者・農業者団体を主体とした、
主食用米、加工用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、麦、大豆
などの**需要に応じた生産**を推進。

(例えば、鹿児島県民が食べる米や、県内の加工用米需要者の原料は
鹿児島県内で生産するなど)

- 行政、農業再生協議会は、**需要に関する情報、加工用需要者等のニーズの情報**があれば、それを**農業者・農業者団体に提供**するなど、**需要に応じた生産**を支援。
- **安定した生産体制の構築**。(例えば、集落営農も)
- ヒノヒカリに替わる**高温に強く、品質も良い「あきの舞」**の普及。

(参考) 加工用米、麦などの需要に応じた生産の取組事例

【加工用米】 (JAあいら)

- 「鹿児島県天然つぼづくり米酢協議会」とJAあいら及び経済連との連携により、JAあいら管内（始良市、霧島市、湧水町）の加工用米を供給。
- 協議会では、鹿児島壺造り黒酢が地理的表示GI保護制度に登録され、GI登録による規定の関係で県産米のみを使用。
- 現在、黒酢づくりに適した品種「たからまさり」の作付について県が実証試験中。



霧島市福山町の壺畑

【はだか麦】 (始良市)

- 米収穫後の田を有効利用するため、裏作としての栽培を平成21年にスタート。
- 平成27年に「あい裸麦生産組合」を設立し、地元の加工事業者等と提携。
- はだか麦を使用した加工品（味噌、焼酎、お菓子等）の商品化を展開し、始良市の蒲生物産館や同市内Aコープ等で販売。



商品化された味噌と焼酎

【小麦】 (始良市)

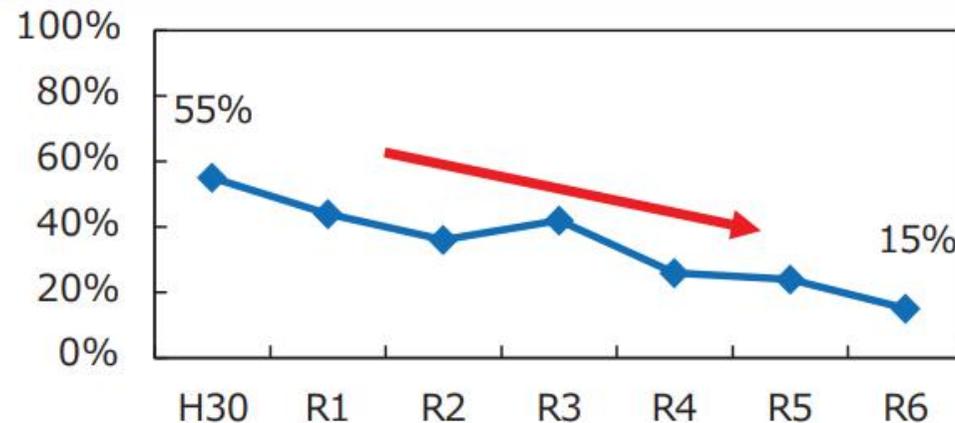
- 梅雨前に刈取りができ、病気にも強い「せときらら」という品種を導入したことにより、安定した生産でパン工業協同組合と提携。
- パン組合は、組合員に小麦粉を提供し、県産小麦使用パンとして県内のパン屋さんで製造販売。
- パン組合は、県内で栽培された小麦の全量買上を実施するとともに、販路開拓にも取り組む。
(本年1月、学校給食にも提供)



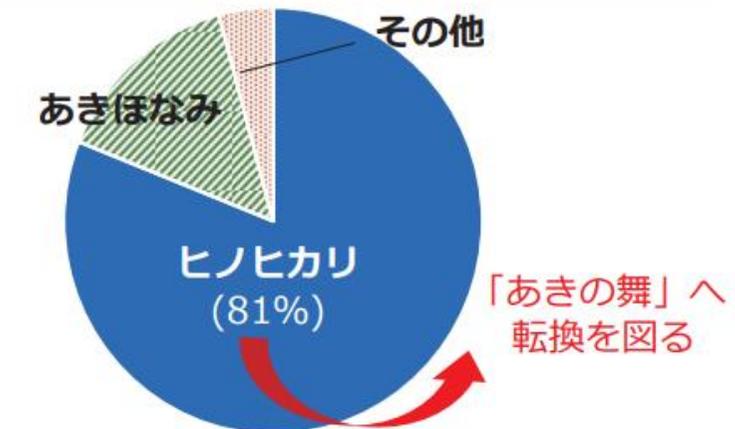
県産小麦使用のパン

新しい品種 あきの舞の普及

【現状】 夏季の高温などにより主力品種「ヒノヒカリ」の品質は低下傾向



本県産「ヒノヒカリ」の一等米比率
※農林水産省公表(R6年12月31日時点)



本県産普通期水稻の作付比率(R6)
※県農産園芸課調べ

「ヒノヒカリ」と「あきの舞」

おいしい

- 「ヒノヒカリ」と同程度の良食味



<食味アンケート結果※>

- もちもちしている
- 甘みがあって美味しい
- 粒感がある など

※令和6年10月,消費者を対象に実施
※個人の感想です

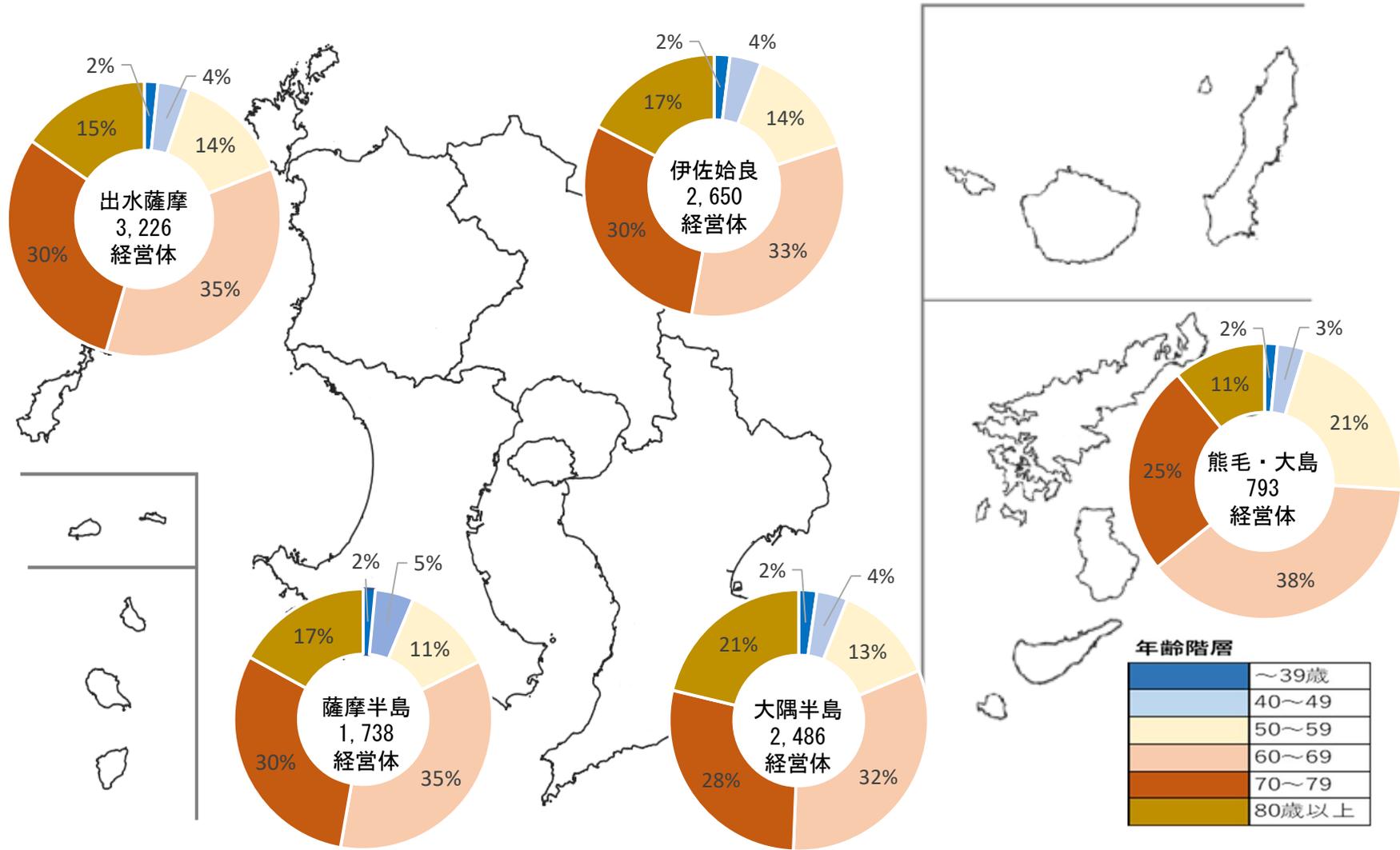
高品質

- 暑さに強く, 暑い夏でも外観品質が低下しにくい



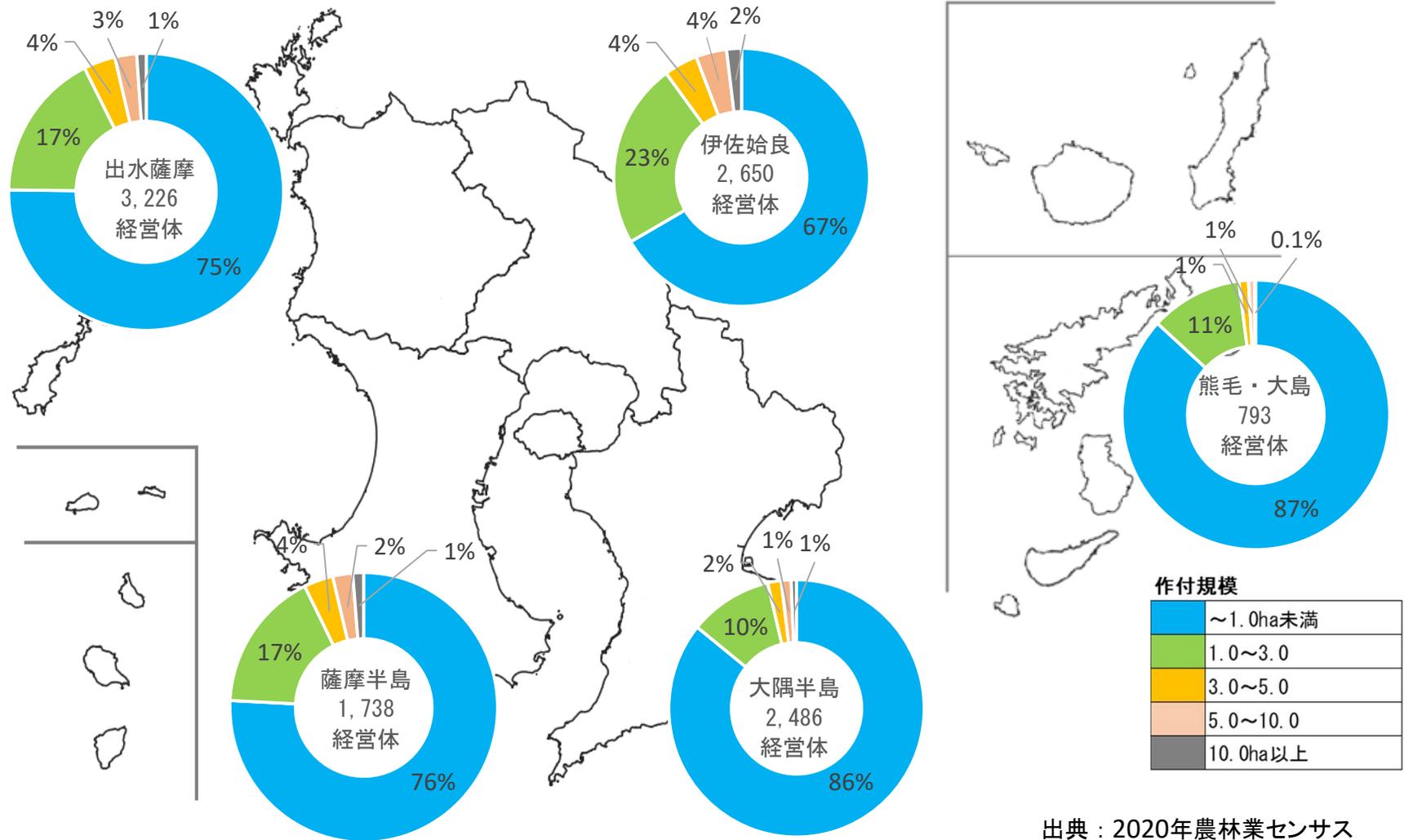
- 暑さによる品質低下は, 食味の低下につながります
- 「ヒノヒカリ」よりも少し粒が大きいです

鹿児島県の水稲作経営体数（作柄表示地帯別・年齢構成別）



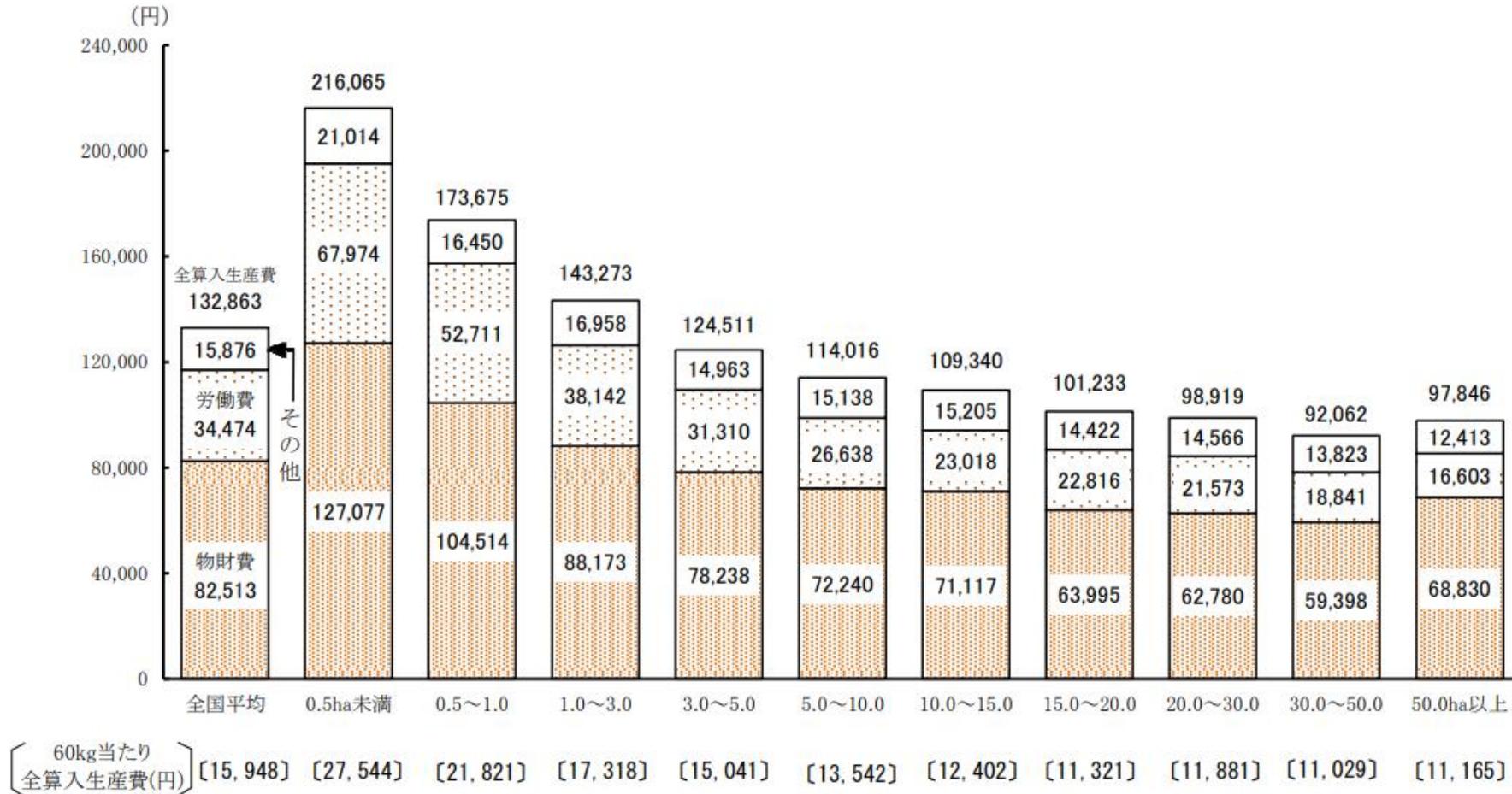
出典：2020年農林業センサス

鹿児島県の水稲作経営体数（作柄表示地帯別・作付規模別）



出典：2020年農林業センサス

米の作付規模別の全算入生産費 (令和5年産・個別経営体・全国、10a当たり)



※ 小規模経営体も、

- ・ まとまれば、規模が大きくなり、
- ・ 大型機械の共同利用、作業の役割分担などにより、効率的な営農を実現すれば、
- ・ コスト削減ができる

**小規模な高齢農家が
鹿児島県の米生産を支えているのが実態。**

10年先のことを考えると・・・

**鹿児島県の稲作を継続するためには、
各地域で、生産体制を整えることが必要！**

皆さんの地域は、どうされますか？

**労働力不足への対応、生産性の向上には、
必要に応じて、圃場整備を行った上で、
デジタル技術・データの活用も有効！**

スマート農業・農業DXの取組を推進するため、「スマート農業推進鹿児島WEBネットワーク」の会員を拡大し、

スマート農業・農業支援サービスに関する支援等の情報提供、農業者や、農業支援サービスの取組の紹介、ディスカッション等を行う。

スマート農業推進鹿児島WEBネットワークに参加しませんか？

会費は無料です!!

ネットワークの会員になっていただくと

- ・ **スマート農業・農業支援サービスに関する支援等の情報**を提供
- ・ **スマート農業・農業DXの推進に関するディスカッション**等を開催するときに、ご案内させていただきます



水稲:アイガモロボット



施設園芸:統合環境制御装置



畜産:牛発情探知システム



畑作:無人自動運転散布車両

会員登録は、WEBで

https://www.maff.go.jp/kyusyu/kagoshima/smart_agri.html#04touroku

鹿児島WEB協議会の会員登録

本協議会にご参加いただける方は、こちらから登録ください。

法人・団体・自治体
の方はこちら

個人の方は
こちら



【お問合せ先】
農林水産省九州農政局鹿児島県拠点
担当：秋鷹、中熊、白尾
Tel.099-222-7590

(参考) 鹿児島県でのスマート農業・農業DX

ドローン

ドローンによる防除・施肥



ドローンによる遮光剤塗布



自動運転

自動走行トラクター



無人自動運転散布車両による防除



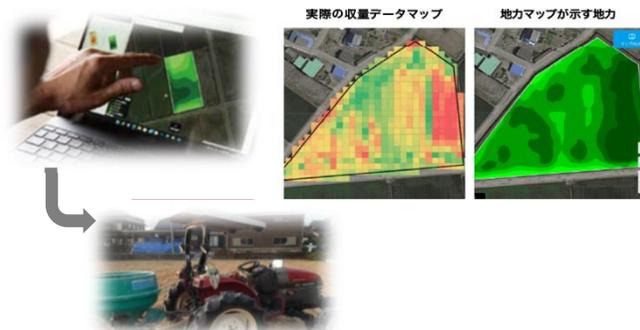
営農支援システム

システムによる作業管理等による営農の効率化



センシング

人工衛星の画像データ等の分析による可変施肥



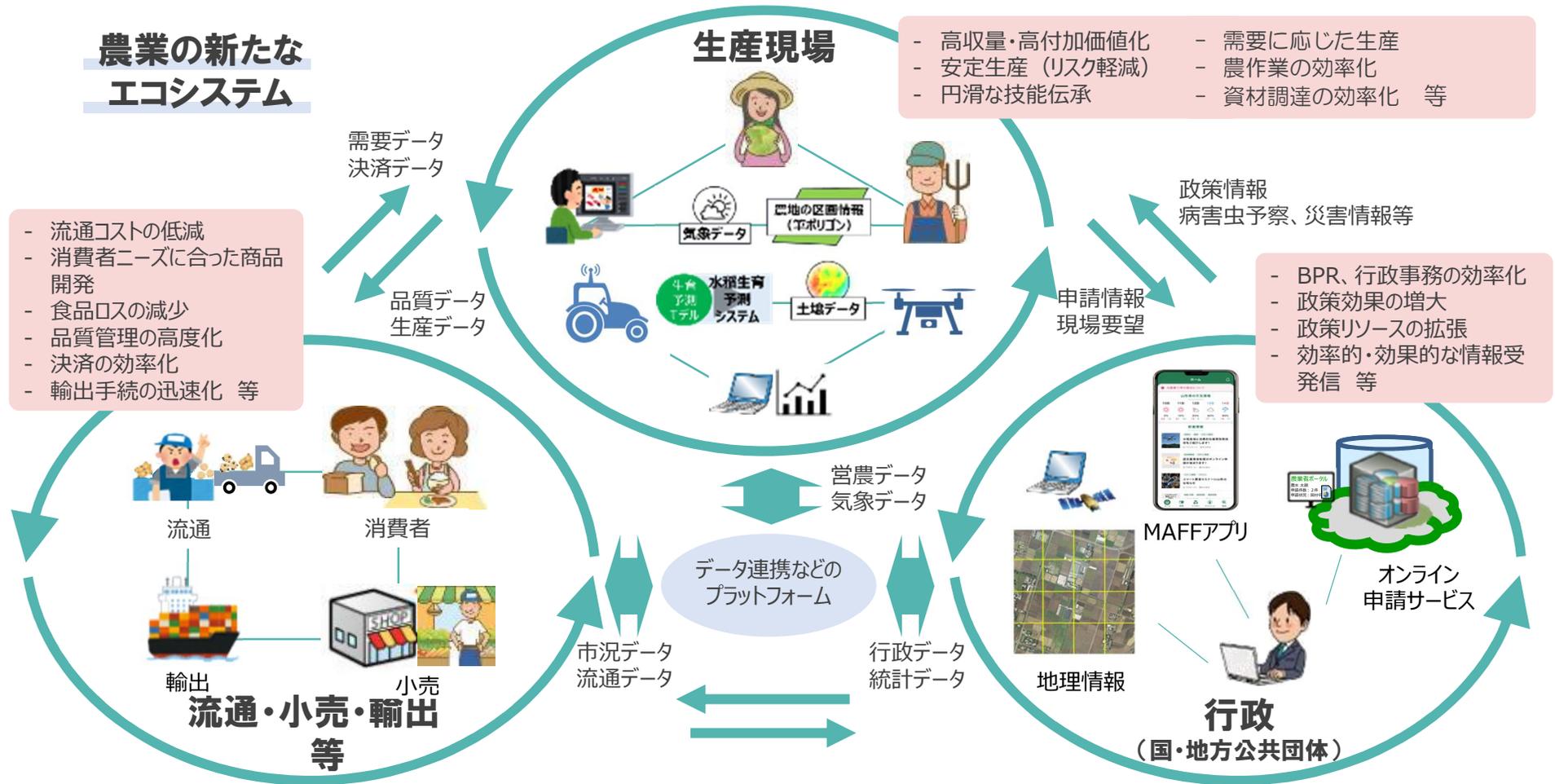
環境制御

気温、CO2、日射量等のデータに基づく栽培管理



(参考) 農業DXにより実現する農業の未来

- デジタル技術を活用した様々な主体がデータでつながり、
一見矛盾する課題を乗り越えるイノベーションを起こし、消費者ニーズに的確に応える価値を創造・提供できる農業へ。



(2019年6月7日 IT総合戦略本部提出資料 (抜粋、一部時点修正))

環境と調和のとれた食料システムの確立 (みどりの食料システム戦略の推進)

鹿児島県も、「みどり食料システム法」の下、 環境負荷の低減に関する目標を策定しています！

【みどりの食料システムの実現に向けた指標】

化学農薬の使用量の減少 34kg/ha ⇒ 31kg/ha (R12)

化学肥料の使用量の減少 272kg/ha ⇒ 218kg/ha (R12)

有機農業取組面積の拡大 999ha ⇒ 2,000ha (R13)

(有機JAS認証取得割合) (80%) (90%)

バイオマス利用拡大 88% ⇒ 96% (R7)

産業部門における温室効果ガスの排出量の減少

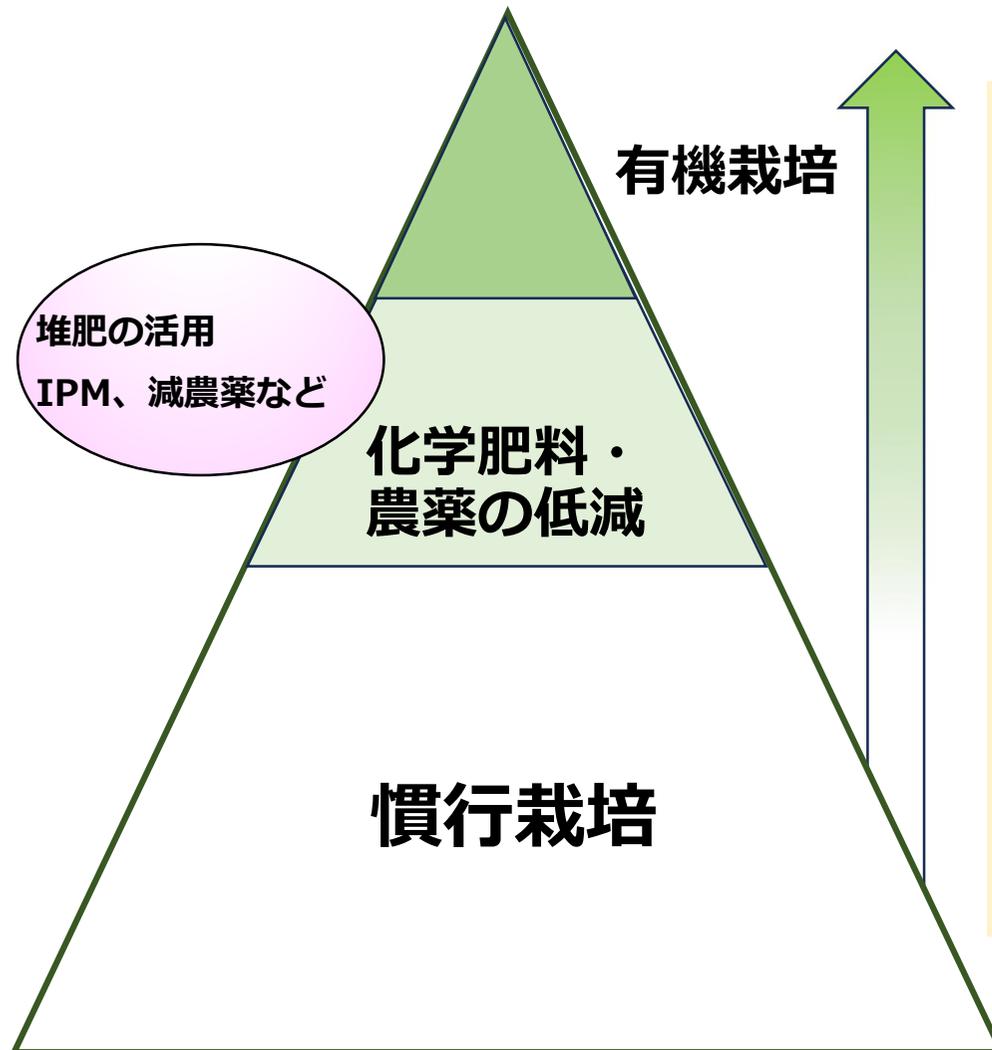
2,388千トンCO₂ ⇒ 1,308千トンCO₂ (R12)

注1) 化学農薬使用量は、県内の農薬流通量(経営技術課調べ)を、延べ耕地面積で除したもの、目標は国基本方針の化学農薬使用量低減目標に準ずる。

注2) 化学肥料使用量は、主要肥料(10種類)都道府県別出荷量((一財)農林統計協会「ポケット肥料要覧」より)を延べ耕地面積(飼肥料作物を除く)で除したもの、目標は国基本方針の化学肥料使用量低減目標に準ずる。

注3) 有機農業取組面積及び有機JAS認証取得割合は、「鹿児島県有機農業推進計画」(令和3年3月)、バイオマス利用率は、「鹿児島県バイオマス活用推進計画」(平成29年3月)、産業部門における温室効果ガス排出量は「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」(令和5年3月)による。

(参考) 栽培方法の転換の考え方



- ・ みどりの食料システム戦略では、化学肥料・農薬の使用量の低減、有機農業の拡大を推進。
- ・ **環境負荷低減**に取り組みつつも、**農業所得を十分に確保し、農業経営を継続**できることが大切。
- ・ **地域の風土、作物の特性**なども踏まえ、まずは、**できることから始める**ことが適当。

(参考) 都道府県ごとの有機農業の面積の割合

	有機栽培	それ以外
全国	4.5	95.5

単位：%

都道府県	有機栽培	それ以外									
北海道	3.4	96.6	東京	7.7	92.3	滋賀	7.4	92.6	香川	3.2	96.8
青森	4.4	95.6	神奈川	7.7	92.3	京都	7.5	92.5	愛媛	3.3	96.7
岩手	6.5	93.5	新潟	5.9	94.1	大阪	6.5	93.5	高知	6.2	93.8
宮城	6.3	93.7	富山	2.9	97.1	兵庫	6.2	93.8	福岡	4.4	95.6
秋田	3.4	96.6	石川	3.4	96.6	奈良	6.0	94.0	佐賀	1.7	98.3
山形	3.4	96.6	福井	5.2	94.8	和歌山	4.4	95.6	長崎	4.3	95.7
福島	5.1	94.9	山梨	13.7	86.3	鳥取	4.7	95.3	熊本	6.4	93.6
茨木	4.3	95.7	長野	7.5	92.5	島根	4.8	95.2	大分	3.8	96.2
栃木	3.1	96.9	岐阜	4.4	95.6	岡山	4.0	96.0	宮崎	6.2	93.8
群馬	4.9	95.1	静岡	4.9	95.1	広島	5.3	94.7	鹿児島	4.3	95.7
埼玉	3.9	96.1	愛知	3.3	96.7	山口	4.7	95.3	沖縄	3.4	96.6
千葉	4.5	95.5	三重	4.7	95.3	徳島	5.1	94.9			

出典：2020年農林業センサス

みどりの食料システム法に基づく認定

< 都道府県が認定 >

都道府県



市町村



農業者

環境負荷低減事業活動
の実施に関する計画

- ・ 農業経営の概況
- ・ 環境負荷低減活動の内容、目標などを記載

< 主な支援 >

- ・ 設備投資の際の
所得税・法人税の優遇
- ・ 国庫補助金の採択での優遇
- ・ 日本政策金融公庫の
農業改良資金等の貸付け
など

※ 令和9年度を目標に、
環境保全型農業直接支払交付金等
については、
みどりの食料システム法の認定を受
けた農業者を支援する、新たな仕組み
に移行することを検討。

(参考) 有機農業等を広げるための主な政策支援

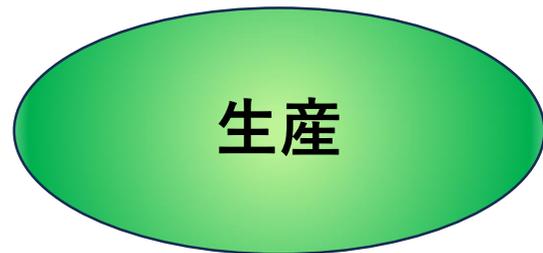
(みどりの食料システム法)

制度資金

- ・ 農業改良資金の特例（無利子）
- ・ 新事業活動促進資金（低利融資）など

税制措置 （青色申告）

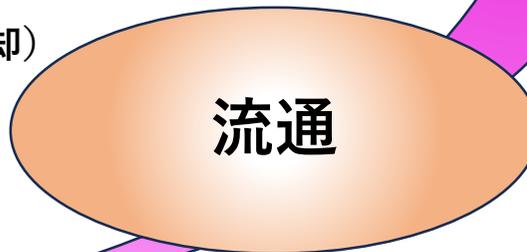
- ・ みどり投資促進税制（特別償却）
所得税・法人税



各種補助

- ・ 新たな栽培技術の実証※
- ・ 有機農業への転換（初年度20,000円以内/10a）
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金（有機14,000円/10aなど）
- ・ 環境負荷低減に資する機械、施設の整備
- ・ 人材育成（農業者向け研修など）

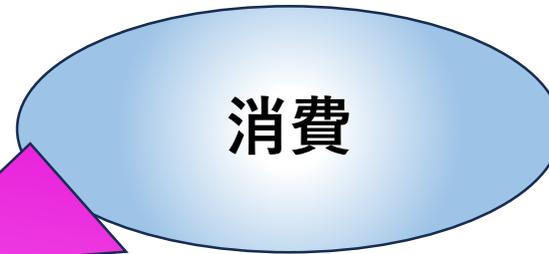
など



各種補助

- ・ 農業者と事業者のマッチング（PR販売など）※
- ・ 物流の効率化（機械、施設の整備など）
- ・ 有機農産物の加工品の製造（機械、施設の整備など）
- ・ オーガニックプロデューサーの派遣（販売戦略の提案・助言など）

Jクレジット
温室効果ガスの排出・
吸収量をクレジット化



各種補助

- ・ 学校給食での利用（食材調達など）※
- ・ 環境教育、食育の推進（セミナーなど）
- ・ 域外の消費地との連携（消費拡大など）※

みえるらべる
環境負荷低減の
取組の見える化



生産から消費まで、一貫して有機農業を推進する地域ぐるみの取組

オーガニックビレッジ※

- ・ 1年目 有機農業実施計画（検討会の開催・試行的な取組）（上限1,000万円）
- ・ 2年目 計画に基づく取組の実践（上限800万円） など

◎ 産地と消費地が連携した消費拡大の取組（上限200万円を加算）

各種補助

農林水産省の
全ての補助金等に
「みどりチェック」
あり

(参考) みどりの食料システム法に基づく農業者の認定数(令和7年6月末)

都道府県	認定者数(経営体数)	都道府県	認定者数(経営体数)
北海道	305	滋賀県	47
青森県	104	京都府	397
岩手県	3,899	大阪府	23
宮城県	378	兵庫県	103
秋田県	209	奈良県	89
山形県	103	和歌山県	670
福島県	234	鳥取県	66
茨城県	579	島根県	315
栃木県	1,126	岡山県	37
群馬県	456	広島県	27
埼玉県	104	山口県	233
千葉県	151	徳島県	272
東京都	11	香川県	64
神奈川県	138	愛媛県	1,268
山梨県	149	高知県	601
長野県	127	福岡県	12
静岡県	300	佐賀県	49
新潟県	181	長崎県	306
富山県	437	熊本県	1,555
石川県	832	大分県	60
福井県	11,095	宮崎県	64
岐阜県	54	鹿児島県	387
愛知県	210	沖縄県	321
三重県	139	合計	28,287

※みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた経営体の数。

(参考) 化学肥料・化学農薬の低減の実証 (鹿児島県)

「グリーンな栽培体系への転換サポート」
(グリサポ、農林水産省事業) を活用した
環境負荷低減技術の取組状況

【地域グリサポ】

年度	市町村名	取組内容
R 4	① 志布志市	【ピーマン】 土壌還元消毒と天敵利用
	② 南大隅町	【いんげん】 天敵と防虫ネット利用等
	③ 始良市・伊佐市	【水稻】 雑草抑制ロボットと水位センサー
	④ 日置市	【茶】 ペレット堆肥と省力防除体系
R 5	⑤ 和泊町	【キク】 土壌改良剤と畝連続使用
	⑥ 日置市	【大麦若葉・甘藷】 ペレット堆肥と液肥活用
R 6	⑦ 南種子町	【早期水稻】 水管理システム及び雑草抑制ロボットの活用
	⑧ 南種子町	【安納いも】 有機質資材、簡易キュアリングの活用
	⑨ 伊仙町	【ばれいしょ】 有機質資材の活用、ドローン散布による省力化
	⑩ 和泊町	【施設花き (ソリダゴ、キク) 門型防除機の活用 (検証)

【県域グリサポ】

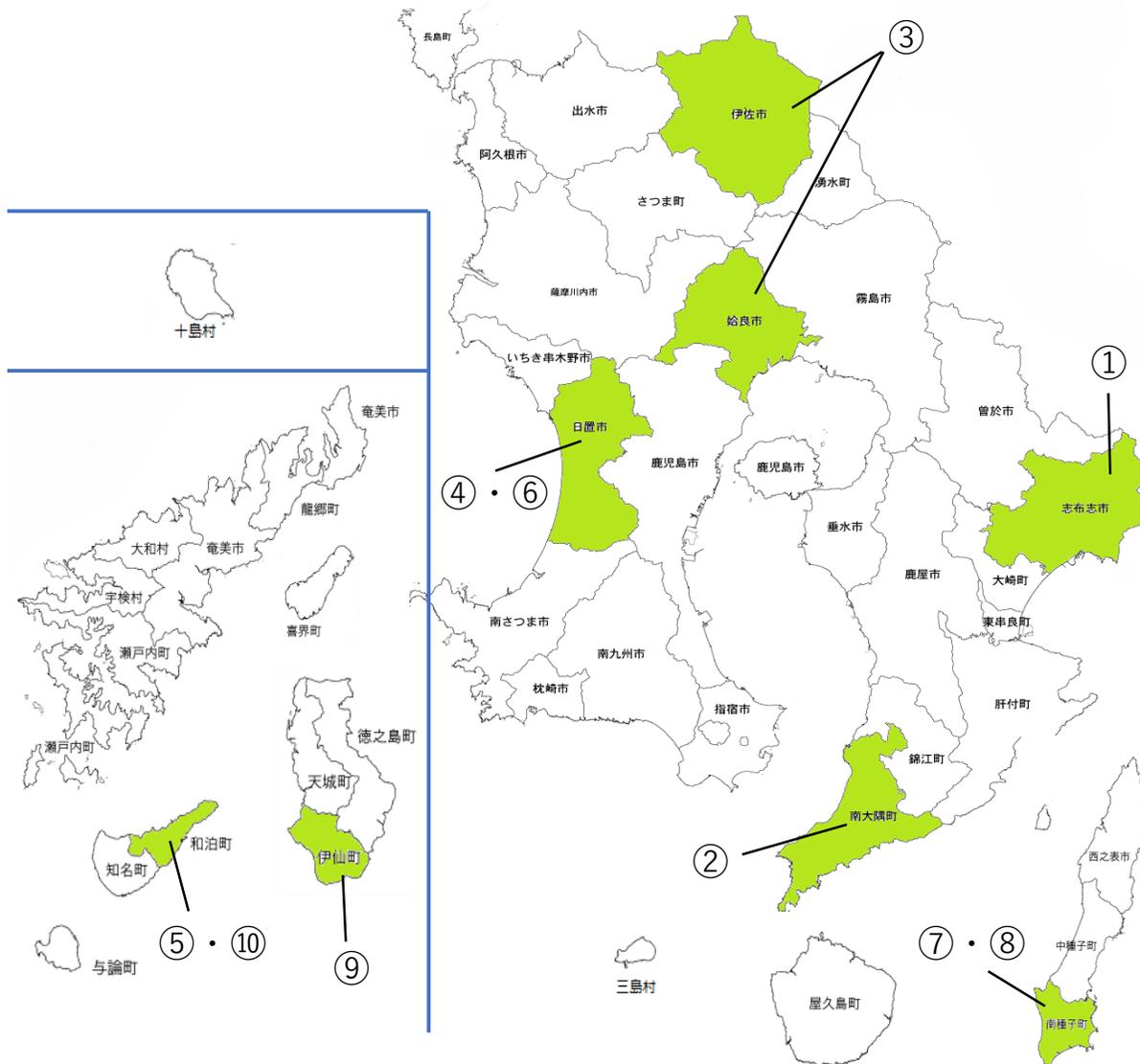
令和6年度に、グリーンな栽培体系の県域への展開を図るため、二段局所施肥、堆肥入り混合肥料施用、糖含有珪藻土土壌還元消毒等の取組について、実証ほ場設置や現地検討会等を実施。

【取組例】

実証技術：二段局所施肥

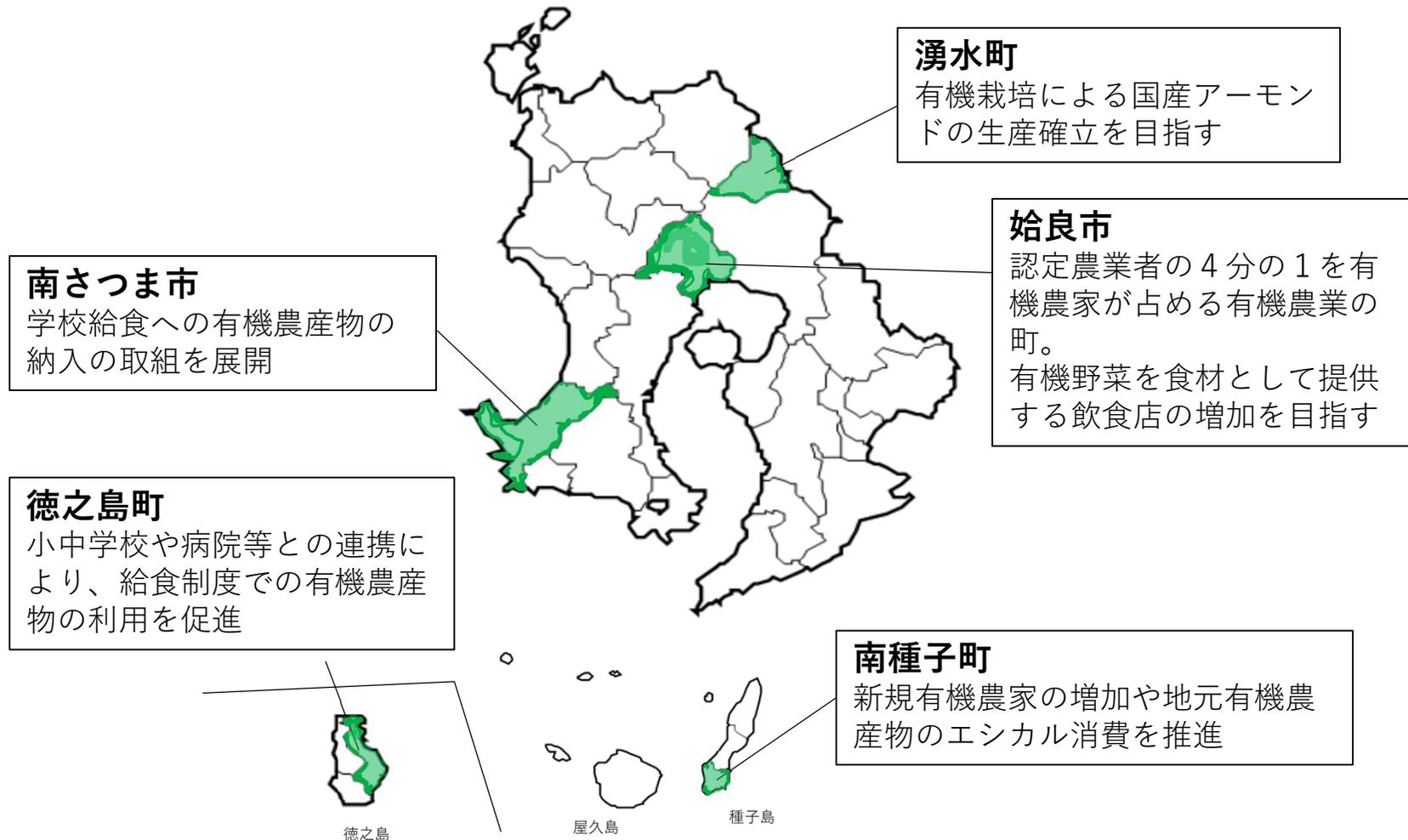
対象品目：露地野菜 (キャベツ等)

実証技術普及対象地域：大隅、曾於、南薩



(参考) 「オーガニックビレッジ」に取り組んでいる鹿児島県の自治体

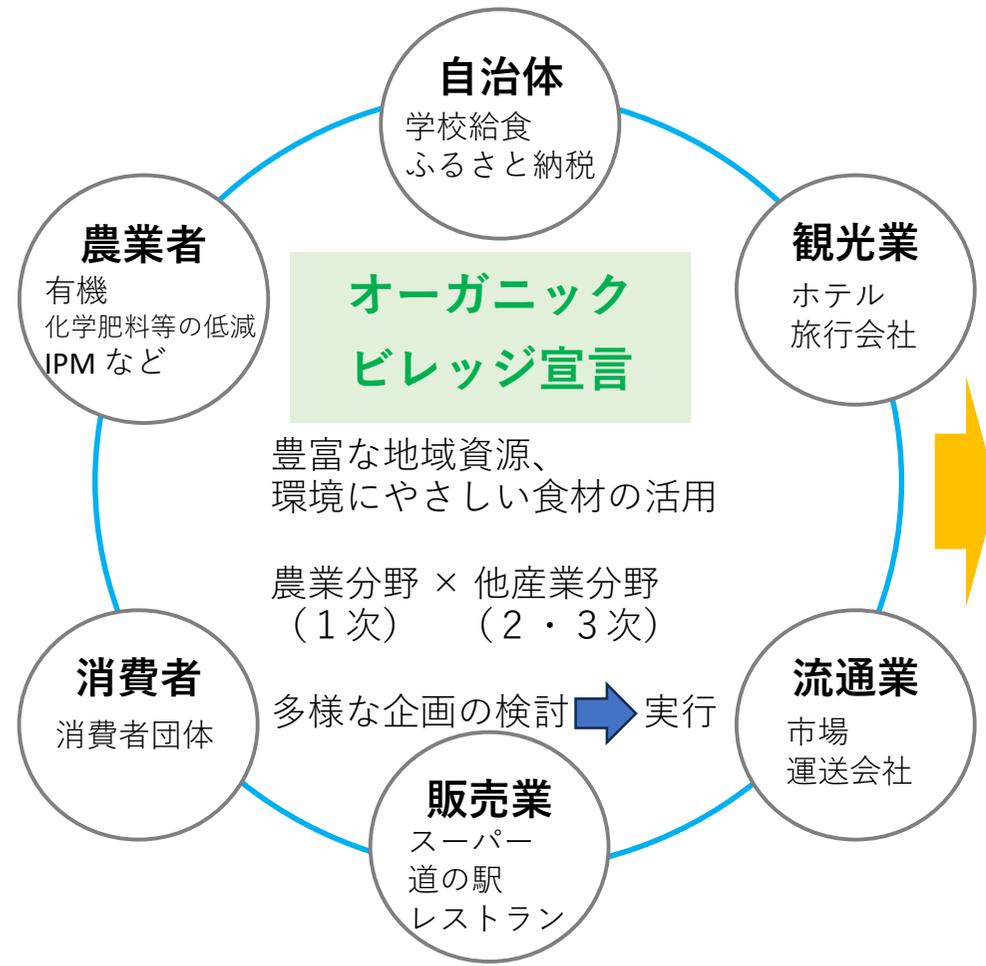
※「オーガニックビレッジ」とは、みどりの食料システム戦略推進交付金（有機農業産地づくり推進（緊急）事業）を活用し、有機農業の産地づくり等に取り組んでいる自治体。



※令和7年2月7日時点で、**鹿児島県は5市町**

オーガニックをテーマに、 地域資源をフル活用し、鹿児島を盛り上げる！

- ・ 鹿児島には、自然、農産物等の地域資源が豊富
- ・ 各産業の関係者がコンソーシアムを組成し、「オーガニックビレッジ宣言」
- ・ 各産業分野が連携し、オーガニックをテーマとした各種イベントを企画
- ・ 農林水産省が政策等で後押し



有機農業の拡大

スーパーでの販売

有機焼酎

観光ルートへの確立

ホテルでのイベント

学校給食での地場食材の活用（日本型食生活）

直売所・道の駅での販売

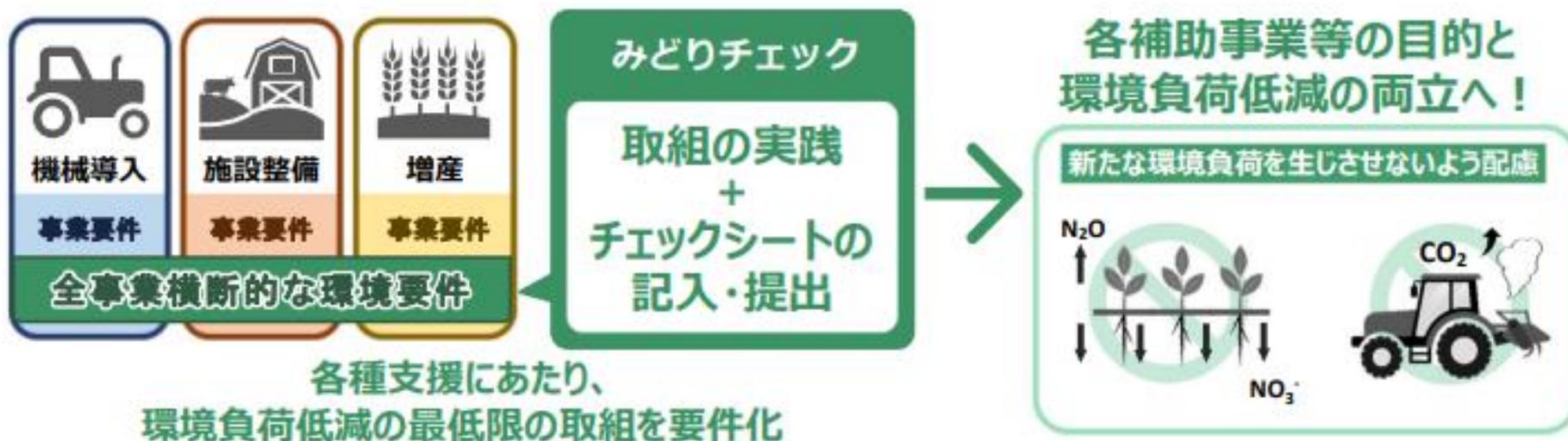
鹿児島・産業の持続的な発展

海外・国内の観光客
年間約2,000万人*

※R6年「延べ宿泊者数」と「延べ日帰り客数」の合計（「鹿児島県観光統計」から引用）

(参考) みどりチェック

- 環境負荷低減の取組を推進するため、農林水産省の全ての補助事業等において、チェックシート方式により、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化。



農林水産省ホームページ

(農林水産省の全補助事業に対する環境配慮のチェック・要件化 (みどりチェック))

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

(参考) J-クレジット制度の活用

- J-クレジット制度とは、事業者の温室効果ガスの排出・吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。
- クレジットは、売買することが可能。

<対象となる取組例>

バイオ炭の農地施用



水稻栽培における中干し期間の延長



ヒートポンプ空調設備の導入



木質バイオマス加温機の導入



温泉熱を利用した加温システムの導入



個液分離機による家畜排せつ物管理方法の変更



農林水産省ホームページ（農林水産分野のJ-クレジット制度）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyos/seisaku/climate/jcredit/top.html>

(参考) 農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」

- 化学肥料・化学農薬の使用低減などの栽培情報を用いて、温室効果ガス削減への貢献の度合いを、星の数で表示。

(米の場合の例)

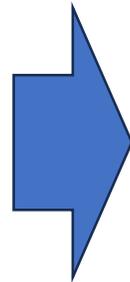
生物多様性保全への配慮

<取組一覧>

化学農薬・化学肥料の 不使用	2点
化学農薬・化学肥料の 低減 (5割以上10割未満)	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

★ : 取組の得点1点
★★ : // 2点
★★★ : // 3点以上

見る × 選べる
≡
みえるらべる



【鹿児島市の店舗の様子】



(参考) 「みえるらべる」の対象品目

	露地栽培のみ対象	施設栽培のみ対象	露地栽培も 施設栽培も対象
穀物	米		
野菜	ほうれんそう、白ねぎ、たまねぎ、 はくさい、キャベツ、レタス、 だいこん、にんじん、 アスパラガス	ミニトマト、いちご	きゅうり、なす、トマト、 ピーマン
果実	りんご、日本なし、 もも		温州みかん、ぶどう
いも	ばれいしょ、かんしょ		
その他	茶		

農林水産省ホームページ（見つけて！農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」）

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/mieruka.htm#mieruka_join

(参考) みえるらべるの取得 (阿久根市：まるよし農産)

まるよし農産では、鹿児島県内で初めて「みえるらべる」を取得

令和6年産のお米に「みえるらべる」を表示して販売



まるよし農産の代表



取得された「みえるらべる」

堆肥の使用（化学肥料の散布ゼロ）や中干し延長（メタンガス排出の削減）を行うことで、温室効果ガス排出量の削減貢献率が20%以上となり、3つ星★★★★を取得

化学農薬・化学肥料の使用量の低減（5割以上減）や中干し延長を行うことで、生物多様性保全への配慮の取組が2得点となり、2つ星★★を取得

鹿児島県内の取組事例 (ほんの一例)

(参考) 堆肥等の地域資源を活用した肥料 (鹿児島市：JA鹿児島県経済連)

JA鹿児島県経済連は、化学肥料の原料価格高騰に対応するため、
畜産堆肥を活用した低コスト肥料（堆肥と化学肥料を混合したペレット肥料）
を開発
主に、茶用、園芸用として販売



(株) JA物流かごしま 肥料工場

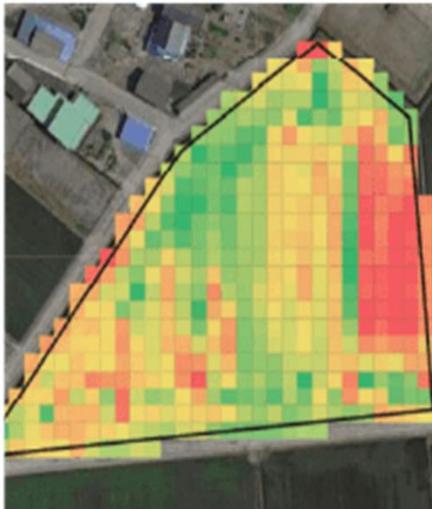


ミドリッチ茶1号、ミドリッチ茶2号、アグリッチ888

(参考) 衛星データを活用した可変施肥の実証 (さつま町：鹿児島県×ザルビオ)

ザルビオの衛星とセンシングデータを活用し、土壌や生育状況に応じて、必要な場所に必要な量だけ施肥
これにより、化学肥料の使用量が減

実際の収量データマップ



地力マップが示す地力



土壌等の状況に応じて適量の肥料を投入

(参考) 組合で有機農業 (鹿児島市：かごしま有機生産組合)

生産農業者数 約165名
うちJAS有機認証済 約100名



有機農産物の直営店（「地球畑」）



有機JAS法に対応した育苗（始良市）



有機JAS認証の自社工場で加工品を製造

かごしま有機生産組合のホームページ

<https://kofa.jp/>

IPM農法によるオクラの生産 (指宿市：JAいぶすきエコオクラグループ)

天敵昆虫等を活用し、
化学農薬の使用量を減

会員23名 栽培面積6.4ha



ハウス栽培オクラ

露地栽培オクラ



生育中のオクラと花

- ・ オクラ畑の周りにバンカー植物（ソルゴー）を栽培。
- ・ ソルゴーには、オクラに害のないアブラムシが発生。そこに益虫のテントウムシ等呼び込む。
- ・ そして、テントウムシ等がオクラに繁殖したアブラムシも食べる。

<オクラ>

<ソルゴー>



ヒメカメノコテントウ

VS



アブラムシ

(参考) IPM農法によるピーマンの生産 (志布志市：JAそお鹿児島島ピーマン部会)

天敵昆虫等を活用し、
化学農薬の使用量を減

会員100名 栽培面積28ha



ヒメカメノコテントウ

VS



ヒエノアブラムシ

生育中のピーマン

(参考) JGAPを取得し、減農薬栽培 (薩摩川内市：有限会社松田農場)

金柑では、日本初の「JGAP」を2013年に取得
有機肥料を活用しつつ、減農薬栽培を実施



(参考) 有機栽培の桑葉で6次産業化 (始良市：株式会社わくわく園)

「消えゆく桑の葉に再び光を」、
「食べるものが体を作る」の考えで、
有機栽培による桑葉の生産



有機JAS認定圃場（桑葉）



有機JAS認証工場で桑茶などを製造
(自社完結型ビジネスモデル)



観光地の売店でも販売

株式会社わくわく園のホームページ <http://wakuwakuen.co.jp/>

(参考) ナノファイバーで減農薬 (薩摩川内市：須賀農園)

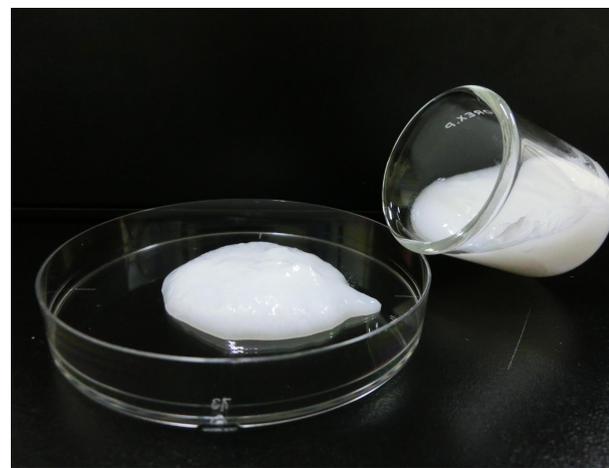
中越パルプが開発したセルロースナノファイバー（竹の抽出液で細菌等の侵入を防ぐ効果がある）を用いた物理的防除により、化学農薬の使用低減に寄与



ハウス内の鉢植えアジサイ



栽培中のラナンキュラス



ナノファイバー

(参考) 産学官金の連携協定によるGX推進 (鹿児島県×民間事業者等)

鹿児島県は、令和6年4月に、味の素(株)、畜産関係団体・事業者、鹿児島大学、金融機関と産学官金の連携協定を締結

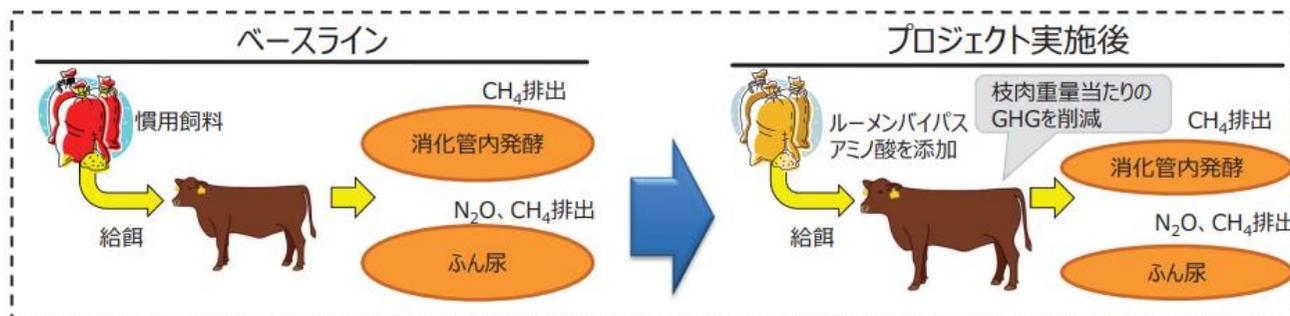
牛用アミノ酸リジン製剤(栄養吸収率を高める飼料用アミノ酸)を活用し、肉用牛の飼養期間を短縮することにより、牛からの温室効果ガスの排出量を削減

Jークレジット制度を活用し、肉用牛の高付加価値化、新たな販路開拓に挑戦



牛用アミノ酸リジン製剤を活用して飼養された肉用牛

【方法論のイメージ】



(参考) 下水汚泥の利用 (鹿児島市水道局下水汚泥堆肥化場)

下水汚泥を利用した肥料を開発
年間約1万トンの製造・販売



下水汚泥発酵肥料「サツマソイル」



発酵中の堆肥



完成した堆肥

みどり戦略学生チャレンジ

【第1回の鹿児島県内の受賞校】

大臣官房長賞

- ・鹿児島工業高等専門学校
- 新規下水汚泥肥料を用いた茶栽培試験

九州農政局長賞

- ・鹿児島工業高等専門学校
- 果樹剪定枝を用いたきのこ栽培技術の開発

九州みどりチャレンジ賞

- ・鹿児島工業高等専門学校
- 慢性腎臓病患者のための低カリウムきのこの栽培技術の開発
- ・鹿児島県立種子島高等学校
- 肉牛飼育におけるペーパーシュレッダーダストの敷料利用および堆肥化に関する研究

サステナブルなキミの取組を全国へ

第2回

挑め!
みどりの挑戦者たち!

近年、気候変動による被害が各地で発生しています。また、農村における働き手の高齢化や担い手不足も深刻です。このような背景を踏まえ、農林水産省では、2050年に向けて、環境にやさしく、かつ生産性の高い、持続可能な食料・農林水産業の実現をめざし、2021年に「みどりの食料システム戦略」を策定しました。2050年に日本を担う学生の皆さんは、まさにみどり戦略の主演。日本の食料・農林水産業をリードするために、環境にやさしい取組にチャレンジしてみませんか。

期間延長しました!

内容
みどりの食料システム戦略に基づいた取組を実施
●具体例
廃棄/食品残渣・畜産物、下水汚泥の肥料化・飼料化
生産/化学肥料の削減（土壌pHを用いた可肥調整、有機電気の活用等）、化学農薬の削減（減じ剤の導入、F0-0を多用したピンポイント農薬散布、除草機の使用等）、CO₂の削減（中干し農業の促進、パイオニアの農地土壌への投入等）
加工・流通/食料ロス削減に向けた冷凍保存技術等の開発、環境負荷を削減した農産物の市場拡大、産地外産産物の加工利用等
消費/食品ロスの削減、消費者に対する環境配慮農産物の意識調査、地域の企業等と協働した環境食料資源循環産物の商品化等
・活動内容を盛り込んだポスター・動画動画を「学生チャレンジ」として各県イベント、YouTube配信等により紹介
・意見交換会等による参加チーム間の交流を予定
「第1回みどり戦略学生チャレンジ」の結果はこちら▶

募集期間
2025 (令和7年)
1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月
参加登録期間 4/1 (7:00) | ポスター提出期間 8/1 - 11/30
取組実施期間 1/1 - 11/30
2025 | 2026 (令和8年)
12月 | 1月 | 2月 | 3月
地方ブロック審査 | 全国審査 | 全国大会 (最終選考・発表会) 2/14
全国出場者決定

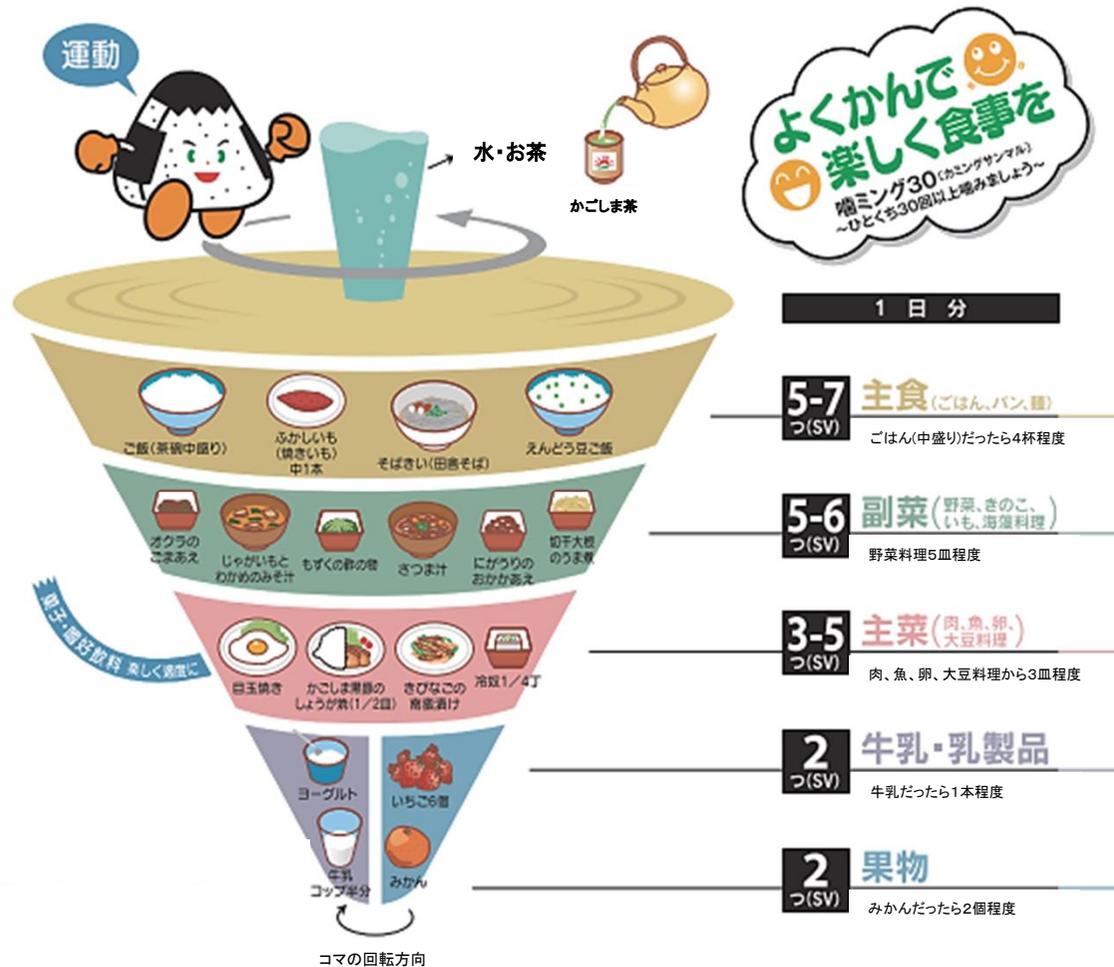
対象
01 高校の部
(高等学校、高等専門学校、高等専門学校（3年生以下）の学生により構成されるグループ又は個人)
02 大学・専門学校の部
(大学、短期大学、専門学校、高等専門学校（4年生以上）の学生により構成されるグループ又は個人)

事務局
農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
経営局就農・女性課
03-3502-8056 | midori-challenge@maff.go.jp

農林水産省ホームページ
(みどり学生チャレンジ)
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/challenge.html>

**バランスの良い食生活や
地産地消も、大切！**

主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物の5つのグループ
まんべんなく、コマの形になるように（上の方にあるグループ
ほどしっかり）食べると、食事バランスはOK！



写真提供：鹿児島県栄養士会

食事バランスガイド (かごしま版)

料理例など
詳しく知りたい方は、
こちらから



資料：鹿児島県

鹿児島県内で作られたものを食べると、地産地消！

例えば、学校給食・・・

今日のメニューの食材は、
何だろう？ どこで作られているんだろう？
どんな栽培方法なんだろう？

きびなご：□□産

牛乳：◇◇産

黒糖：▽▽産

米：○○産

野菜：△△産



写真提供：鹿児島市郡山学校給食センター

地産地消・・・消費者も安心して食料を調達。 農業者も売り先がはっきりして、安心！



学校給食

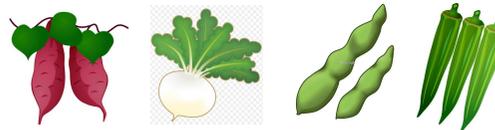
県内産の食材や地場産の有機野菜を活用



写真提供：始良市



スーパー、直売所など



鹿児島県産農産物



家庭での食事

みどりの食料システムの実現に向けた 九州農政局鹿児島県拠点の取組

**「みどりの食料システム戦略推進鹿児島ネットワーク」の
会員等の皆さんの取組を支援するためのイベントを企画**

みどりの食料システム戦略に関心を持っていただく方を増やし、みどりの食料システム戦略に関する取組をより一層推進していくため、

「みどりの食料システム戦略推進鹿児島連絡協議会」を「みどりの食料システム戦略推進鹿児島ネットワーク」に改称し、

消費者、農業者、農業者団体、自治体、民間事業者等に対して、幅広く参加を呼びかけ。

みどりの食料システム戦略推進 鹿児島ネットワークに参加しませんか？

会費は無料です！

ネットワークの会員になっていただくと

- ・ みどりの食料システム戦略に関する施策の情報を提供
- ・ 各種イベントのご案内や取組事例等のご紹介をさせていただきます。

令和6年度の主なイベント



現地研修会(化学肥料・農業の低減)



現地研修会(有機栽培)



環境にやさしい食材を使用した料理教室・セミナー(県栄養士会と共催)



環境にやさしい農産物のスーパーでのF販売

会員登録は、WEBで

https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyu/form/kagoshima_network.html

登録の方は
こちら



【お問合せ先】
農林水産省九州農政局鹿児島拠点
担当：秋高、杉本、野元
TEL 099-222-7590

(参考) 令和6年度の取組

○環境にやさしい農業研修

化学肥料・農薬の使用を抑えた農業、
有機農業を始めるための技術やノウハウの習得の場
消費者にも知ってもらう！

- ・7月30日(火)@鹿児島県農業開発総合センター
- ・12月11日(水)@始良市



【高速局所施肥機による実演】



【有機育苗施設】



【有機生産組合からの説明】

○農業体験、料理実習、食育セミナー

消費者に、環境にやさしい農業を知ってもらう、
有機食材による郷土料理を作って食べてもらう、
食育セミナーで日本型食生活の必要性を理解してもらい、
地元の食材を食べることを習慣に！

- ・7月28日(日)@NPO法人霧島食育研究会
- ・8月23日(金)食と音楽のランチコンサート
- ・10月19日(土)有機野菜を使ったクッキング講座
- ・1月18日(土)鹿児島県栄養士会の料理教室



○環境にやさしい農産物のPR販売

スーパーなどの店頭で、消費者に対して、環境にやさしい農産物の価値を直接伝える！
(12月8日は有機農業の日)

- ・ 12/7~8 イオン九州
(イオンモール鹿児島)
- ・ 12/10 城山ストアー (高見馬場店)
- ・ 12/11 城山ストアー (アミュプラザ店)
- ・ 1/25 エーコープ鹿児島 (いしき店)
- ・ 1/25~26 エーコープ鹿児島
(サザウイン店)
- ・ 2/14~16日 地球畑
(西田店、荒田店、谷山店)
- ・ 2/21~24 山形屋ストア
(AMU WE店、皇徳寺店)
- ・ 3/15~16 ニシムタ (鴨池店)

イオンモール鹿児島



城山ストアー



エーコープ鹿児島いしき店



地球畑



山形屋ストア



ニシムタ



(参考) 首都圏の店舗での売り場の事例

(慣行栽培と有機JASの農産物の違い (価値) を伝える)



(店頭では、農業者が生産した農産物を積極的にPR)



「オーガニック・地産地消等ツアールート」も作ってみました！

「自然」 × 「産業」 × 「有機食材」 ➡ 鹿児島島の付加価値向上！

令和6年度は、
 ・ 錦江湾一周
 ・ 始良・伊佐・霧島方面
 ・ 北薩方面
 ・ 南薩方面
 の4ルートを作成

今後は、
 鹿児島近郊、種子島、奄美大島方面を検討



九州農政局鹿児島県拠点のホームページ

[https://www.maff.go.jp/kyusyu/kagoshima/Introduction to the course in the southern Satsuma area.html](https://www.maff.go.jp/kyusyu/kagoshima/Introduction%20to%20the%20course%20in%20the%20southern%20Satsuma%20area.html)

鹿児島県の農業は、全国でも高い位置！

- ・ 農業産出額は、全国 2 位
- ・ 生産農業所得は、全国 4 位

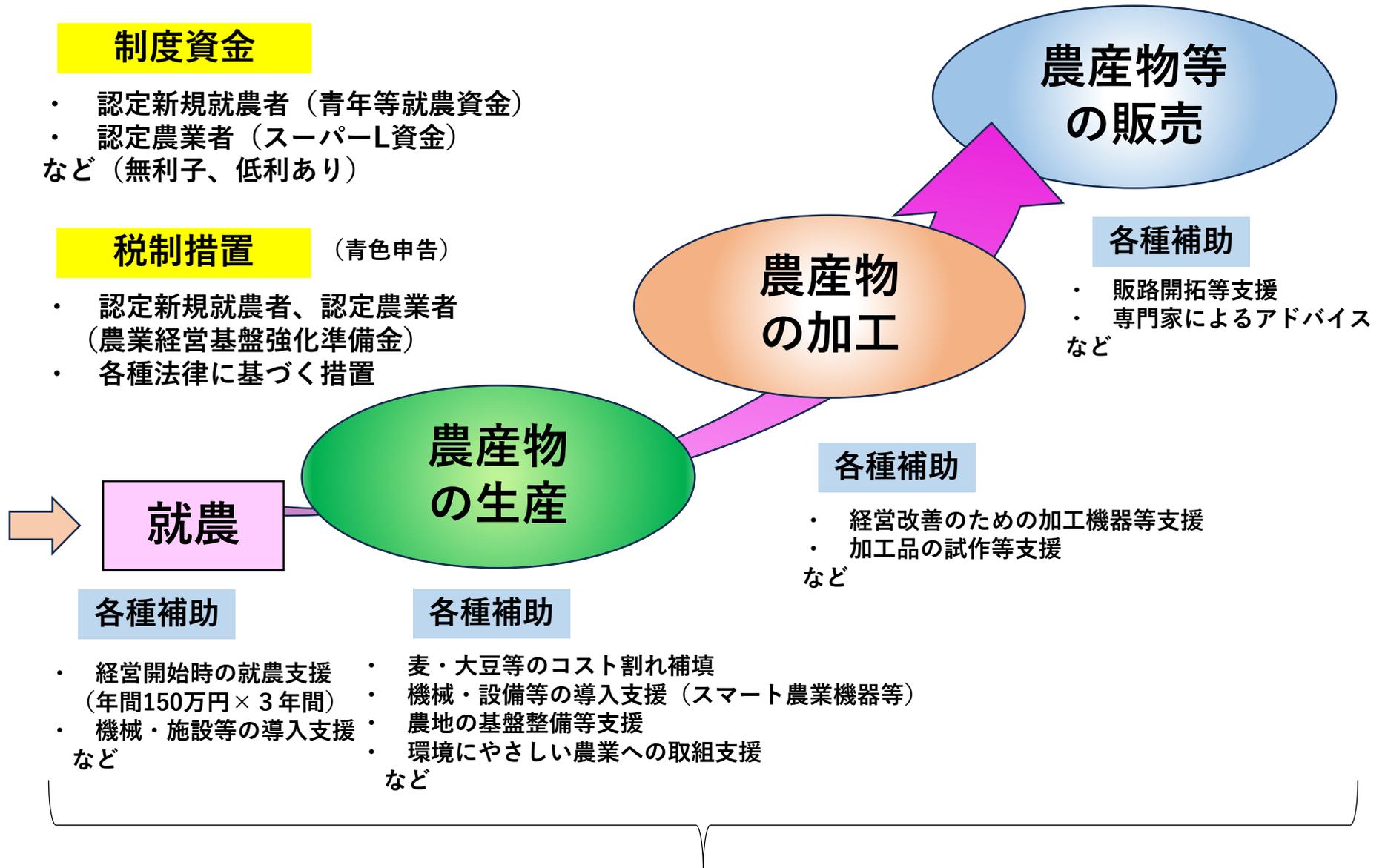
【農業産出額】

1位	北海道	1兆3,478億円
2位	鹿児島県	5,438億円
3位	茨城県	4,571億円
4位	千葉県	4,029億円
5位	熊本県	3,757億円
6位	宮崎県	3,720億円
7位	青森県	3,466億円
8位	愛知県	3,207億円
9位	岩手県	2,975億円
10位	栃木県	2,959億円

【生産農業所得】

1位	北海道	5,167億円
2位	熊本県	1,554億円
3位	茨城県	1,539億円
4位	鹿児島県	1,534億円
5位	千葉県	1,262億円
6位	青森県	1,226億円
7位	宮崎県	1,219億円
8位	愛知県	1,157億円
9位	長野県	1,093億円
10位	栃木県	1,086億円

農業経営に対する主な政策支援



自然災害、価格低下等のリスクへの対応
 収入保険、農業共済、野菜価格安定制度などや、民間損保への加入

農林水産省九州農政局鹿児島県拠点では SNSの公開ページを開設しました！

農政の動き、鹿児島県拠点の活動レポートなど、
タイムリーに配信いたします！

Facebook



九州農政局鹿児島県拠点



リンク先

→<https://www.facebook.com/kagoshimakenkyoten>



Instagram



リンク先

→https://www.instagram.com/kagoshima_info2024/



X(エックス)



リンク先

→https://x.com/kyushu_kago



ご清聴、ありがとうございました。

**資料に関するお問い合わせは、
九州農政局鹿児島県拠点にお願いします。**

連絡先：099(222)5840